

第2章

複数政党制移行後のケニアにおける住民襲撃事件

—— 92年選挙を画期とする変化 ——

はじめに：問題の所在

1990年代の10年間は、ケニアにとって複数政党制への復帰などめざましい政治改革の10年であった。しかし、同時にそれは紛争の10年でもあった。その皮切りは、91年10月末にリフトバレー（Rift Valley）州ナンディ（Nandi）県の一農場で起こった一つの住民襲撃事件であった。ケニアでは、家畜強奪や土地紛争という形でそれまでも住民襲撃事件が発生してきたが、この91年10月の事件はそれらとは違い、短期間のうちに領域的に拡大し、また長期化していった。最初の住民襲撃事件と非常に似通った性質（これについては後述する）を持つ事件が続発し、92年末までの段階で死者約1500人、少なくとも30万人が避難のために国内難民化する事態に至ったのである。

この1990年代の紛争について、91年末に複数政党制が導入されたことによって部族主義が増幅されたために紛争が自然発生したとする説明が、ケニアの与党政治エリートやケニア内外のマス・メディアによってしばしば試みられてきた。また、一連の事件は伝統的な家畜強奪および土地問題による紛争であるという説明が加えられることもあった。この説明によれば、リフトバレー州とその近隣地域で発生した数々の住民襲撃事件は「リフトバレー州に住む牧畜民、特にカレンジン（Kalenjin）人と彼らに隣接する西ケニアの農耕民の間で長年間欠的に繰り返されてきた大小さまざまな武力衝突」の一

つであり、紛争は、(1)ルオ (Luo) 人、キシイ (Kisii) 人、ルイヤ (Luhya) 人など近隣の農耕民から牛を略奪するという「カレンジン人にとっては伝統的な生業の一部」であるものと、(2)農耕民の旧白人入植地への再入植によって「カレンジン人の土地が奪われた」という歴史認識による「カレンジン人の鬱憤が噴出した」土地紛争とに大別される (小馬 [1995])。

しかし、1991年10月から92年末の大統領選挙、国会議員選挙 (12月29日実施。以下、「92年選挙」と総称する⁽¹⁾) 前後にかけて発生した住民襲撃事件については、その後ケニア全国教会評議会 (National Council of Churches of Kenya: NCKK)、政党連合タスクフォース (Inter-Parties Task Force)、国会選抜委員会 (Select Parliamentary Committee)、および非政府系団体のアフリカ・ウォッチ (Africa Watch) がそれぞれ調査をおこなっており、各報告書のなかで事件の詳細が明らかにされてきた⁽²⁾。紛争の原因との関連で注目されるのは、(1)事件の襲撃者が訓練を受けたうえで各地に移送されており、(2)その訓練と移送には閣僚を含む与党カレンジン人エリートの一部が関与していたうえ、(3)政府と行政当局が紛争を支援したと、四つの報告書がほぼ一致した見解を示した点である⁽³⁾。紛争が自然発生したとする説明や、地域の文脈で発生する家畜強奪や土地紛争の一種であったとする説明とは異なった様相を持つ事件群であったことが、調査が進むにつれて解明されてきたのであり、98年7月に始まった大統領任命による司法調査委員会⁽⁴⁾による調査の過程でもそれら報告書の報告内容に沿う証言が多数おこなわれてきた。これらを総合すれば、調査の進んでいる92年選挙までの住民襲撃事件については、(1)複数政党制選挙を控えた与党・政府の政治エリートにとっては住民襲撃事件を発生させたりあるいは紛争を静観することが自らの再選と政権の維持という政治目的を利するものだった、(2)事件の発端には政治エリートの関与があり、(3)政府・与党が政策的にそれらの住民襲撃事件を放置したために、(4)事件が単発のものとして終息せず領域的に拡大・長期化した、(5)紛争が地域の住民のエスニックな帰属の違いを対立点として展開した背景には、植民地化に起源を持つ土地問題がある、とするスロウプとホーンスピーの説明――

与党政治エリートの関与に紛争の原因を求めるこの解釈を本章では「政権維持陰謀モデル」と名付けておく——の妥当性が最も高いと判断できる(Thrup and Hornsby [1998])。以下ではこの期間の住民襲撃事件群を「92年選挙前紛争」と呼んで、議論をすすめていくこととする。

ところで、この「政権維持陰謀モデル」による説明は、すべての事件がある共通の政治目的にもとづいて引き起こされたものであるとの判断から、個々の住民襲撃事件発生の原因をそれぞれに分析せず、(時期区分はあるにせよ)すべての住民襲撃事件を総体として一つの紛争とみなす、という分析上の特徴を有している。それゆえ、(1)個々の住民襲撃事件の性質が互いに似通っている場合、(2)住民襲撃事件に関与した政治エリートが共通の政治目的を有していると判断できる場合においてその妥当性は高いが、逆にそれら二つの条件が失われている場合の妥当性については、検討を要するものである。

そこで本章では、まず、第1節においてこの「92年選挙前紛争」の特徴を概観した後、第2節において、92年選挙後、すなわち1993年以降に発生した住民襲撃事件に対してこれまで試みられてきた説明を整理する。既存の代表的な解釈——「政権維持陰謀モデル」による解釈——においては、93年以前に起こった住民襲撃事件群を、複数政党制移行という大きな政治変化に直面した与党政府が政権の維持を目的に引き起こし、支援したものであると説明しているにもかかわらず、92年選挙においてすでに与党政府側が政権の維持を果たした後になって発生した93年以降の住民襲撃事件に関しても「92年選挙前紛争」の延長にすぎないとする捉え方がされがちであることを示せると思う。

そこで第2節では次に、1993年以降に発生したとして報じられたすべての住民襲撃事件を網羅し、先行研究の判断を再検討する足がかりとする。具体的には、93年以降の住民襲撃事件を表の形で列挙し、それぞれについて性質や政治的背景、政府の対応を整理する。

第3節では、1993年以降の住民襲撃事件の類型化を試みる。それにより、93年以降の住民襲撃事件に対する従来の理解の妥当性を検討することがこの論

文の主題である。

第1節 「92年選挙前紛争」

1. 共有される特徴

「92年選挙前紛争」を構成する住民襲撃事件群に共有される特徴は、以下のとおりである。まず、1991年10月以降に（発生時期）、リフトバレー州とその近隣地域で（発生地域）発生していること、襲撃の対象はカレンジン人、マサイ（Masai）人、トゥルカナ（Turkana）人、サンプル（Samburu）人以外でその地域に居住する人々であること、とくにそれらカレンジン人、マサイ人、トゥルカナ人、サンプル人以外のエスニック集団で主として構成されている入植農場が対象になったこと（襲撃対象）、襲撃側が団体を組織して系統だった行動をとっており、またカレンジン人に伝統的な弓矢で武装していること（襲撃者の様子）、襲撃にあたってあらかじめ立ち退き警告がなされることが多かったこと（立ち退き警告）が挙げられる。また、与党政治エリートの一部によって煽動演説がおこなわれたこと（煽動演説）と、政府が紛争を静観したこと（政府の対応）も重要な共有特徴である⁵⁾。

この政府および与党政治エリートの一部の紛争への関与の形態は、以下のように整理できる。まず、直接的関与としては、襲撃者の訓練、移送、報酬支払いの実施が挙げられる。その他はすべて間接的な関与であり、(1)民族排斥を鼓舞する煽動演説の実施、(2)煽動演説をおこなっている与党政治エリートの非処分、(3)大統領による治安維持法の発動の遅れ（1992年2月にウアシン・ギシュ〈Uasin Gishu〉県、カカメガ〈Kakamega〉県の一部に夜間外出禁止令を敷いたのみ）、(4)軍隊、機動隊、警察など治安維持機構（いずれも大統領府の管轄下にある）が襲撃者の取り締まりにほとんど機能しなかったこと、(5)政府主導の調停工作がおこなわれなかったこと、(6)政府が難民となった被害者

を放置、民間の支援活動を行政を通じて妨害したことなどを挙げるができる⁽⁶⁾。

以上の整理にあらわれているように、政府および与党政治エリートの一部が「何かをおこなう」ことではなくむしろ「何もおこなわない」こと、すなわち紛争を静観するという「方法」が「92年選挙前紛争」支援の形態の大部分を成していた。92年選挙の終了までは、政府が紛争集結のための積極策をほとんど採らなかつたことは明らかである⁽⁷⁾が、全国選挙監視団 (National Election Monitoring Unit: NEMU)、スロウプ、ホーンスピーはさらに踏み込んで、紛争静観の背後にある政府の政治目的を以下のように分析している。第1に、1991年12月の憲法改正による複数政党制移行の前の段階では、「多党化はエスニックな紛争につながる」との政府側見解の妥当性の証明、第2に、憲法改正後は、(1)政府批判勢力の有権者登録と投票を妨害することによるリフトバレー州における与党議席の最大化、およびリフトバレー州における野党の大統領候補の得票能力の最小化、(2)政府批判派のカレンジン人 KANU 政治エリート (特にナンディ、ケリチヨ、ボメット <Bomet> 各県選出国会議員) の野党への移籍防止である⁽⁸⁾。91年末の憲法改正後は、来るべき複数政党制選挙での勝利を主たる目的として、いわば選挙活動として紛争支援がおこなわれたといえるのである (NEMU [1993: 21])。

2. 1990年代初頭の政治状況

ここで、1990年代初頭の政治状況についてももう少し整理しておこう。80年代の後半から91年にかけてのケニアでは、与党であるケニアアフリカ人全国同盟 (Kenya African National Union: KANU) の一党制を背景に、憲法改正を通じての大統領への過度な権力集中がおこなわれ、基本的人権の制限が進んでいた。そのような中で、援助供与諸国から民主化を求める圧力が加えられ始めただけでなく、国内においても政治的民主化の第一歩としての複数政党制化を求める圧力が増大した。91年8月には、後に野党最大勢力となる民主

主義復興フォーラム (Forum for Restoration of Democracy: FORD) が結成され、複数政党制化を求める大規模な政治集会を10月と11月に首都ナイロビで開催すると発表するなど、国内の複数政党制化要求はいつそう激しさを増した。しかし、大統領モイ (Daniel arap Moi) は「複数政党制はエスニック集団ごとに国を分断するもの」と述べて、91年10月までは要求を一貫して拒否し続けていた。「92年選挙前紛争」の最初の住民襲撃事件が勃発した時期のケニアは、このような政治的激変期にあった。

一方、当時自治大臣だったンティママ (William ole Ntimama。リフトバレー州ナロク (Narok) 県出身、マサイ人) や大統領府国務大臣だったコーネス (Kipkalya Kones。リフトバレー州第一期ケリチョ県⁽⁹⁾出身、カレンジン人)、KANU モンバサ (Mombasa) 県支部委員長のナシール (Shariff Nassir) ら与党政治エリートの一部は、多党化圧力に対抗するためと称して「マジンボ」 (majimbo) 制採用を求める「マジンボイズム」キャンペーンを1991年初頭から開始していた (本文、表に登場する人名については付表Bで一覧表に整理したので参照されたい)。「マジンボイズム」とは、スワヒリ語で「地域」をあらわす名詞の複数形 (「マジンボ」) に英語の「主義」を示す接尾辞をつけた合成語である。その具体的な内容は提唱者によって様々であるが、ケニアに八つある州の裁量権 (特に予算権) を拡大することを骨子の一つとする連邦制採用の主張である。独立ケニアの政治制度に関する60年代の議論で唱えられたのが初出であり、その歴史は古い。「マジンボイズム」はまた、単なる地方分権の主張でなく、しばしばそれぞれの州を特定のエスニック集団の占有領域にすべしという主張を伴う。これは、特定のエスニック集団に属する人々だけをその州に「もともと」住んでいたとする一方、入植や都市化の過程で独立後に住民となった人々をエスニック集団名を用いてひとくくり「よそ者」と位置づけ、「故郷」に帰るべきだとする、いわば州レベルでの民族浄化説として主張されることがある。もちろん数世代にわたってそこに居住している住民にとって当該州の外に「故郷」はない。

1990年代になって活発化した「マジンボイズム」について、紛争との関連

でとりわけ注目すべき点は、それが地域から排斥すべしとしたエスニック集団の成員を政府批判勢力と同一視していたということである。たとえば、ンティママは、「ナロク県に住む非マサイ人は封筒のように平たく伏せている。さもなければ見返りに遭うだろう」と演説した(91年2月)。コーネスも、「リフトバレー州に政府批判者が入ることを憲法で非合法化せよ」と政治集会で訴えた(91年8月)。

これらの主張の中ではリフトバレー州に住む「よそ者」はエスニックな属性では非カレンジン人であるが、同時に政府批判勢力すなわち複数政党制支持者あるいは野党支持者であると位置づけられている。これは1990年以前のマジンボイズム提唱者(マジンボイスト)の主張には見られなかった新たな論理である。

当時の政府批判勢力あるいは野党側は、大統領の膝元でもあるリフトバレー州や辺境地での支持を取り付けることには成功していなかった。加えて野党側の幹部の多くはキクユ(Kikuyu)人、ルオ人、ルイヤ人で構成されており、運動の中心もその全国化の目的とは裏腹にもっぱら首都のナイロビ(Nairobi)と幹部の出身地であるセントラル(Central)州、ニャンザ(Nyanza)州、ウエスタン(Western)州におかれる結果となっていた。これは、野党側の支持基盤のエスニックな構成が、キクユ人、ルオ人、ルイヤ人に偏りがちであったことを意味している。ナイロビ住民とキクユ人、ルオ人、ルイヤ人は、また一方では、野党幹部のエスニックな構成とは別の関心からも、政府批判勢力となりやすかった。ナイロビ住民はいうまでもなく都市住民であり、キクユ、ルオ、ルイヤという三大エスニック集団に属する住民の大多数は主として農耕を生業としている。この、都市住民と農耕民という二つの層は、モイ政権下の経済政策の悪影響を被っていた層であり、また都市化の進行によって相対的に高い教育程度と多くの情報を持つに至っていた層でもあった。ナイロビ住民、そしてキクユ人、ルオ人、ルイヤ人を含む農耕民は、経済危機に瀕していた1980年代後半から90年代初めのケニアにおいて、反現職という政治的態度に傾きやすい状況にあったのである。90年代の「マ

ジンボイズム」提唱者たちは、住民の政治意識に見られたこのような傾向を政治的に利用すべく、キクユ人など特定エスニック集団と政府批判勢力を同一視する言説を「マジンボイズム」の中に取り入れ、自らの権力基盤をなす地域から批判勢力を物理的に追放するための論理として使用しはじめたのだった。

3. 背景としての土地問題

「はじめに」で述べたように、住民襲撃事件が単発の事件として終息せず長期化、大規模化した背景としては、住民の間に土地をめぐる軋轢が生じていたこと、その対立軸が住民のエスニックな帰属に関連づけられやすい性質のものであったこと、という土地問題の存在が重要である。そのリフトバレー州の土地問題、および住民のエスニックな帰属と土地問題との関連について、以下、簡単に整理しておこう⁹⁹。

「92年選挙前紛争」の発生地であるリフトバレー州——特に中部——は、肥沃な農耕地でもある。このためイギリス植民地時代の20世紀初頭には、現在のセントラル州からリフトバレー州中部を横切るケニア中央部高地はいわゆるホワイト・ハイランド (White Highland) として白人入植地に指定された。1963年に独立国となったケニアの行政区分ではこのホワイト・ハイランドの大部分はリフトバレー州中部の諸県に、一部がセントラル州に組み入れられることとなり、入植政策が推し進められていった。リフトバレー州中部の肥沃な農耕地帯への入植者の中にはカレンジン人も含まれていたが、農耕に関する知識を有していることが入植の条件とされるなど、入植者の少ない割合をキクユ人をはじめとする農耕を生業とする非カレンジン人が占めることとなった。このため、カレンジン人社会においては広く「先住民は自分たちであり、独立政府の政策によって後から農耕民たちが入植してきた」という感覚が共有されることとなった (小馬 [1995])。「92年選挙前紛争」における煽動演説の中で、また立ち退きを求めるピラで決まって引き合いに

出されたのが、この「先住民」対「後から来た入植者」という対立軸であった。

また、「92年選挙前紛争」は、リフトバレー州のカレンジン人、マサイ人住民にとっては土地取得の機会と能力を増大させる働きをするものであった。紛争勃発後は、被害にあった土地の値段そのものが低下した上、帰村や残留が実現しやすいのは立ち退きを求める脅迫の対象にならなかった住民——エスニックな帰属ではカレンジン人、マサイ人、トゥルカナ人、サンプル人——だけであり、その他の帰属を持つ住民の帰村は困難であった。この紛争は「リフトバレー州の土地所有のパターンを州内の非カレンジン人土地所有者の数を減らす形で」転換する働きを持っていたのである（Africa Watch [1993: 76]）。

こうした土地問題の存在によって、煽動演説を受け入れやすい、あるいは事件をエスニックな文脈で解釈しやすい土壌が住民の間で形成されていたことが、一部の与党政治エリートに民族浄化的煽動演説の有効性を確信させ、また実際に引き起こされた個々の事件が長期化・大規模化する一因をなしたことは否定できない。

第2節 1993年以降の住民襲撃事件

1. 「92年選挙前紛争」の継続——既存の解釈

さて、それでは92年選挙で無事現職大統領が再選を果たしKANUが第一党の座を維持した後に起こった住民襲撃事件は、これまでどのように分析されてきただろうか。

NEMUは、92年選挙後から1993年4月までの時期の住民襲撃事件発生地としてナクル県バーント・フォレスト (Burnt Forest)、第一期ブンゴマ (Bungoma) 県⁶⁰マウント・エルゴン (Mt. Elgon)、ナクル県ナクル、ナロク

県での調査をおこなっている²²。その結果をまとめたNEMU報告書は、92年選挙前の住民襲撃事件と選挙後の住民襲撃事件を総体として「一つの紛争」と見なして原因などについて分析しており、住民襲撃事件を個別にでなく総体として分析する態度の妥当性については、解説を加えていない。一つの紛争がナクル県、第一期ブンゴマ県で選挙後も継続している、という立場をとった上で、NEMU報告書はさらに「93年4月に紛争はナロク県に拡大した」と述べてナロク県で生じた住民襲撃事件も選挙前に発生した紛争の延長だという解釈を呈示している（NEMU [1993: 6]）。

スロウプ、ホーンスピーも、「第4期紛争の波は、1993年初頭、92年選挙の後に起こった」と述べて、92年選挙後の住民襲撃事件を「92年選挙前紛争」の第4期であると位置づけている²³。スロウプらは、この第4期紛争の政治目的を、(1)「野党側に投票するなどという脅迫に従わなかったキクユ人を罰する」こと、(2)「KANUを支持する社会集団に土地という資源を供給する」ことだとしている（Throup and Hornsby [1998: 195-196, 236]）。

NEMU、スロウプらは、「92年選挙前紛争」の分析に用いた「政権維持陰謀モデル」を、「陰謀」の目的そのものが達成された後の時期である92年選挙後の住民襲撃事件にそのまま適用しているといえるだろう。NEMU、スロウプらによって「選挙後に継続された」とされる選挙以前の「紛争」とは、(1)本章第1節1であげた共通項を持ち、(2)背景には土地問題があるものの、(3)与党政治エリートによる操作をその原因とするものである。この与党政治エリートによる操作の構成要素とされているのは、本章第1節1で挙げたように、大別すると(1)襲撃そのものへの関与、(2)紛争を鼓舞する煽動演説の実施、(3)意図的な紛争静観である。そして、このように与党政治エリートが紛争を操作したその目的とは、特に1991年の複数政党制化後においては、92年選挙での勝利の達成であったとNEMU、スロウプらが結論づけていることは上述したとおりである。

しかし、「92年選挙前紛争」の影響によって減少したりフトバレー州における非カレンジン人——すなわち、KANU政治エリートの一部から政府批

判勢力と見なされていた人々——の人口の紛争発生前の規模への復帰は容易でない⁶⁴。92年選挙時のリフトバレー州有権者のエスニック構成を背景としてすでに1992年の大統領選挙でモイが再選を果たし、国会でもKANU議席が過半数を占めている上、その後も紛争の影響でリフトバレー州有権者のエスニック構成がKANU側に「有利な」方向に変化し続けてきたといえるのである。このような状況のなかで、93年以降もリフトバレー州での住民襲撃事件を支援し民族浄化を継続することに、政府が全体として何らかの政治的利益を見いだしてきたと、はたしていえるだろうか。むしろ93年以降の住民襲撃事件は、政府の政策とは切り離されたレベルで発生してきたと考えるのが妥当ではないだろうか。

また、1997年12月に実施された複数政党制化後第2回の国政選挙において大統領のモイは再選を果たし、KANUが再び過半数の議席を獲得した。憲法の規定によりモイは98年からの5年間を超えて大統領職に在任することはできない。ところがモイが97年選挙後数年間にわたって後継指名を留保するなど、大統領後継問題は先鋭化する一方となり、98年以降は特にKANU党内での勢力再編が進行した⁶⁵。カレンジン人であるモイを筆頭にKANUのカレンジン人政治エリートが結束して毎回の国政選挙での勢力維持を目指すという、92年選挙時に採られた方策は、98年以降特にその妥当性を失いつつある。

「はじめに」で指摘したとおり、住民襲撃事件に関与した政治エリートが共通の政治目的を有していると判断できない場合、それらの住民襲撃事件を「政権維持陰謀モデル」によって解釈することに妥当性があるかどうかについては検討が必要である。もし、1993年以降に発生している様々な住民襲撃事件が「政権維持陰謀モデル」による解釈になじまないものであるとすれば、「政権維持陰謀モデル」が高い妥当性を持った「92年選挙前紛争」には見られなかった傾向——事件の性質や政治エリートの関与の政治目的の多様化など——が現れてくるかもしれない。

2. 事件総覧

そこで、1993年以降に発生した住民襲撃事件に対する「政権維持陰謀モデル」の妥当性を検討する足がかりとするために作成したのが表1「発生時期別住民襲撃事件一覧（1993～98年）」である。これは、93年1月から98年12月にかけて新聞・雑誌などで報じられた住民襲撃事件をすべて網羅し、「92年選挙前紛争」における特徴および政治エリートの関与の形態のうち、煽動の有無、政府が静観したといえるかどうかの2点に特に留意しつつ、一覧表の形で整理したものである⁶⁶。「政権維持陰謀モデル」による「92年選挙前紛争」の解釈において、政治エリートの関与の目的の中で最も重要だと位置づけられていたのは、92年選挙での与党および現職大統領の勝利であった。そこで、93年以降の時期についても、国政選挙の実施時期を目安に四つの時期区分——(1)「92年選挙直後期」(93年12月まで)、(2)「国政選挙間期」(96年12月まで)、(3)「97年選挙直前期」(97年12月まで)、(4)「97年選挙直後期」(98年12月まで)——をおこなった。

事件数は総計で34、死者は最も少なく見積もっても合計530名以上にのぼっている。ここではこれら1993年以降の住民襲撃事件を、「92年選挙前紛争」に共通する特徴、政治エリートの関与の形態とされていた諸点にしたがって整理してみよう。

〔発生地域〕

「92年選挙前紛争」と同じく、リフトバレー州およびその近隣地域で発生した事件も多いが、ノース・イースタン (North Eastern) 州で発生した第一ワジール事件 (事件番号14)、第二ワジール事件 (死者約140名、事件番号34)、ナイロビで発生したコロゴチョ・スラム事件 (事件番号17)、キベラ・スラム事件 (事件番号18)、イースタン州で発生したニャンベネ事件 (事件番号28)、コースト州モンバサ県で発生したリコニ事件 (死者約90名、事件番号27) など、別の地域でも大規模な住民襲撃事件が発生している。

〔襲撃対象〕

襲撃対象が主として非カレンジン人であったのは、ナクル (Nakuru) 県、ウアシン・ギシュ県、ナロク県、モンバサ県、グチャ (Gucha) 県とその近隣で発生した住民襲撃事件 (事件番号1~13, 16, 19~25, 29~31) であった。一方、ウエスト・ポコット (West Pokot) 県とマラクウェット (Marakwet) 県で発生した事件 (事件番号26, 32, 33) では襲撃者、襲撃対象がともにカレンジン人であった。また第一、第二ワジール事件 (事件番号14, 34) では襲撃者、襲撃対象とも非カレンジン人であったが、襲撃対象が入植者でも農耕民でもない点は、「92年選挙前紛争」には見られなかったものである。

〔襲撃者の様子Ⅰ〕

襲撃者が団体を形成し組織だった行動をとっていたかどうかについては、多くの場合詳細は不明である。ただし、ナクル県、ウアシン・ギシュ県、グチャ県とその近隣で発生したいくつかの事件 (事件番号2, 6, 13, 16, 22, 29~31) については、襲撃者が団体を形成し、組織だった行動をとっていたことが分かっている。

〔襲撃者の様子Ⅱ〕

襲撃者が伝統的な弓矢で武装するなど、カレンジン人と見られる装いをしていたのは、92年選挙直後期のナクル県とウアシン・ギシュ県における住民襲撃事件 (事件番号1~11) とブンゴマ県におけるマウントエルゴン事件 (事件番号15) に限られている。ただし、92年選挙直後期にナロク県で起こったエノースプキア事件、国政選挙間期にナクル県で起こったナイバシャ事件とグチャ県とその近隣地域で起こった住民襲撃事件群 (事件番号は順に13, 16, 19~25) においては、襲撃者はマサイ人と見られる装いをしている。

〔立ち退き警告〕

襲撃にあたってあらかじめ立ち退き警告がなされたのは、ナロク県のエノースプキア事件 (事件番号13) とマラクウェット県のマラクウェット事件 (事件番号32) であった。その他の事件については、立ち退き警告についての詳細は不明である。

表1 発生時期別住民襲

1. 92年選挙直後(1993年1月から12月まで)

事件番号	事件名	発生地(発生日)	RV州 ¹⁾ 近辺で発生	事件の概要	襲撃対象が非カレンジン人かつ農耕民	襲撃者が大人数、組織化されている	襲撃者がカレンジン人と見なされている
1	第一モロ	ナクル県モロの農場(1月4日)	○	キクユ人女性1名が矢で射られ負傷	○	2)	○弓矢使用
2	ムゴモイネ	ナクル県ムゴモイネ商業地(1月末)	○	92年までの事件による国内難民多数が居住していた賃貸住宅などに放火	○	○約300名	
3	バハティ	ナクル県バハティ(2~3月)	○	22家屋に放火			
4	第二モロ	ナクル県モロ(2~3月)	○	44家屋に放火, 200名以上が焼け出された			
5	第三モロ	ナクル県モロ(8月初) 94年3月半ばのStandard紙(日付不明)によれば、モロで再び住民襲撃事件が発生し、9名が死亡。警察はこの事件の発生を否定	○	7名死亡, 矢で射られ4名負傷, 60以上の家屋に放火			
6	第一バート・フォレスト	ウアシン・ギシュ県バート・フォレストの数農場(1月初)	○	弓矢などで武装した襲撃者約300名が入植農場を襲撃, 4名死亡	○	○	○
7	第二バート・フォレスト	ウアシン・ギシュ県バート・フォレストのロリアン商業地(1月初)		92年12月に発生した住民襲撃事件による国内難民が居住していた賃貸住宅など10家屋に放火			
8	第三バート・フォレスト	ウアシン・ギシュ県バート・フォレスト近郊のヤムンビ商業地(2月4日)	○	弓矢で武装した襲撃者約200名が11家屋に放火。1名死亡			○

撃事件一覧 (1993～98年)

事前に立ち退き警告があった	煽動演説がおこなわれていた	政府の対策Ⅰ：治安維持地域指定、軍出動など	政府の対策Ⅱ：調停会議等の開催、その他	備考
	○	モロ、ロンディアニ、バート・フォレストを治安維持地域に指定 (93年9月2日～95年3月3日)	キクユ・カレンジン調停会議開催 (93年5月24日, 95年8月14日, 95年8月30日) 第1回会議「部族抗争調停のための長老会議」にはモイほか、ンティママ、カルメ、マゼンゲら、KANU有力閣僚と野党側の双方が出席する形をとって行われた 第2回会議の詳細は不明 第3回会議はナクル県モロで開催され、ビウォットとカルメが共同議長を務めた。国会議員52名を含む1200名が出席した 95年9月9日、共同議長の一人ビウォットが、調停会議終了を宣言した	93年5月初め、ナクル県ナクル市で600軒にのぼる売店が強制撤去され、抗議の暴動が発生した。警官が鎮圧にあたったがこの暴動は数日間続き、F-Aのムンガイ (Njenga Mungai) 他3名が逮捕され暴力を煽動したとして起訴された。93年5月末に3名への起訴は取り下げられ、3名とも釈放された 98年5月末、モイは、強制移動させた売店の移転先をみつけるようナクル県知事に指示した 93年9月中旬、武器不法所持・治安妨害ピラ所持・地域内への立入禁止違反の疑いで、ワムウエレ (Koigi wa Wamwere) らナクル県で活動する政府批判派の弁護士らが逮捕された 93年9月末、ナクル県で許可取得済み集会を開いていた男女61名が、「誓いの儀式」をおこなっていたとして逮捕された
	○			
	○			
	93年4月キテングラ宣言			
	○	モロ、ロンディアニ、バート・フォレストを治安維持地域に指定 (93年9月2日～95年3月3日)	97年1月の内閣改造でモイがンティママとコーネスを事実上降格処分	
	○			
	○			

事件番号	事件名	発生地(発生日)	RV 州 近辺で 発生	事件の概要	襲撃対象が非 カレン人 かつ農 耕民	襲撃者 が大人組 織化さ れている	襲撃者が カレン人と見 られている
9	第四パー ント・フ ォレスト	ウアシン・ギシュ 県パーント・フォ レスト, ヤ・ムン ビ商業地近くのヤ ・ムンビ入植農場 (2月8日)	○	襲撃者はカレンジ ン人。10家屋に放火。 3名死亡	○		○
10	第五パー ント・フ ォレスト	ウアシン・ギシュ 県パーントフォレ ストのヤ・ムンビ 入植農場(2月12 日)	○	農場で5名が矢で射 られて負傷, 1名が 山刀で襲われて死亡			○
11	第六パー ント・フ ォレスト	ウアシン・ギシュ 県パーント・フォ レストの入植農場 (4月)	○	襲撃者はカレンジ ン人			○
12	ロンディ アニ	ケリチヨ北東部, ナクル県との境界 近く(2月~3 月)	○	4名死亡, 2家屋に 放火			○
13	エノース ブキア	ナロク県北部, ナ クル県との境界近 く(10月13日)	○	少なくとも20名死亡 キクユ人数百名が国 内難民化	○死亡 者の多 くがキ クユ人	○車で 輸送さ れてい た	△マサイ 人風に装 っていた
14	第一ワジ ール	ノース・イースタ ン州ワジール県北 西部(6月19日)	×	エスニックな抗争と の報道あるのみ (Standard 紙)	×		×
15	マウント エルゴン	ウエスタン州第一 期ブンゴマ県の北 部, 後のマウント ・エルゴン県(1 月~2月)	○	住民同士の戦闘で10 数名が死亡	○死亡 者の大 多数(14名) がルイ ヤ人。 サバオ ット人 の死者 は少数 のみ		○襲撃者 の少な くとも 一部は サバオ ット人

事前に立ち退き警告があった	煽動演説がおこなわれていた	政府の対策Ⅰ：治安維持地域指定，軍出動など	政府の対策Ⅱ：調停会議等の開催，その他	備考
	○			
	○			
	○	モイがバートン・フォレストに平和復旧策を施行（94年4月）		
	○	モロ，ロンディアニ，バートン・フォレストを治安維持地域に指定（93年9月2日～95年3月3日）		
	○キテナ ケラ 宣言 （4月 17日） など		97年1月の内閣改造でモイがンティママとコーネスを事実上降格処分	93年10月17日，ナロク地方議会のKANU議員が演説においてエノースプキアの非マサイ人の排斥を鼓舞 避難するキクユ人住民に対し，警官と行政官が「二度とエノースプキアに戻らないよう」勧告 93年10月19日，ンティママが国会において「マサイ人は自らの権利のために戦っているのである」と発言，マサイ人によるキクユ人の襲撃を正当なものであるとの見解を示した

2. 国政選挙間期（1994年1月から1996年12月まで）

事件番号	事件名	発生地(発生日)	RV 州 近辺	事件の概要	襲撃対象が非 カレン ジン人 かつ農 耕民	襲撃者 が大人 数、組 織化さ れている	襲撃者が カレン ジン人と見 なされて いる
16	ナイバシヤ	ナクル県東南部 (95年1月11日)	○	キクユ人が住民の大半を占める農村がマサイ人「戦士」の服装をした襲撃団に襲われ、死者10名、家畜90頭が強奪された		○	△マサイ人
17	コロゴチヨ・スラム	ナイロビ北東部のマザレ区内のスラム (94年11月初)	×	負傷者30名、政府側発表では死者3名。F-K副委員長は死者16名と発表。いくつかの勢力間の抗争			
18	キベラ・スラム	ナイロビ南部のランガタ区内のスラム(95年10月半ば)	×	2名死亡、20家屋に放火。二つの勢力間の抗争。一方はF-K支持者で多くはルオ人。他方はKANU支持者で、多くはスビア人	×		

3. 97年選挙直前期（1997年1月から12月まで）

事件番号	事件名	発生地(発生日)	RV 州 近辺	事件の概要	襲撃対象が非 カレン ジン人 かつ農 耕民	襲撃者 が大人 数、組 織化さ れている	襲撃者が カレン ジン人と見 なされて いる
19	第一グチャ	グチャ県南部 (97年8月)	○	トランス・マラ県からマサイ人が侵入、キシイ人が襲撃され家畜を強奪された	○被害者はキシイ人		△マサイ人
20	第二グチャ	グチャ県南部 (97年10月)	○	キシイ人6名を含む8名が死亡	○ほとんどの被害者はキシイ人		△マサイ人
21	第三グチャ	グチャ県 (97年11月初)	○	マサイ人「戦士」の服装をした襲撃団がキシイ人5名を殺害、1名を拉致	○キシイ人		△マサイ人

立退警告	煽動演説がおこなわれていた	政府の対策Ⅰ：治安維持地域指定，軍出動など	政府の対策Ⅱ：調停会議等の開催，その他	備考
				95年1月15日，F-Aの国会議員3名（ムンガイ [Njenga Mungai]，オヨンディ，ワニヤンゲ）が煽動の疑いで逮捕された。3名は煽動の目的で戦争的行為を奨励したとして起訴された ³⁾
				モイがキベラ・スラムの土地調査とキベラ住民のうち適格者への土地分配をナイロビ州知事に指示（96年3月）

立退警告	煽動演説がおこなわれていた	政府の対策Ⅰ：治安維持地域指定，軍出動など	政府の対策Ⅱ：調停会議等の開催，その他	備考
		ニャンザ州知事，リフトバレー州知事が現地を訪問，襲撃者を見つけ次第射殺するよう指示（97年11月） モイがグチャ，トランスマラ県境地域を治安維持地域に指定（97年12月半ば）	モイがグチャ県，キシイ県，ニヤミラ県（第一期キシイ県を構成していた領域。住民の9割以上がキシイ人）を訪問（97年12月半ば）。訪問中にトランス・マラ県警察の最高責任者を更迭，「中立的なエスニック集団出身の警官を配置する」と述べた	

事件番号	事件名	発生地(発生日)	RV 州 近辺	事件の概要	襲撃対象が非 カレンジン かつ農 耕民	襲撃者 が大人、組 織化され ている	襲撃者が カレンジン と見られ ている
22	第一トランスマラ	トランス・マラ県 西部キルゴリス (97年11月20日)	○	マサイ人「戦士」の 服装をした襲撃団が キシイ人12名を殺害、 キシイ人が経営する 店舗を略奪	○	○およ そ1000 人	△マサイ 人
23	第二トランスマラ	トランス・マラ県 西部キルゴリス (97年11月末)	○	キシイ人12名が殺害 さる	○		
24	第三トランスマラ	トランス・マラ県 とグチャ県の境 (97年12月半ば、 治安維持地域指定 の翌日)	○	家畜強奪事件。事件 捜査の過程でキシイ 人住民と警官が衝突、 機動隊員の少なくとも 2名死亡、2名行 方不明、キシイ人住 民少なくとも2名死 亡、10名が行方不明	○		△
25	ミゴリ県 境	グチャ県とミゴリ 県の県境 (97年10 月末～11月初)	○	キシイ人住民とルオ 人住民の間の土地紛 争が事件に発展、6 名が死亡、家屋100 軒に放火 ミゴリ県、ホマ・ベ イ県のキシイ人多数 がグチャ、キシイ、 ニヤミラ3県に避難	×当事 者双方 とも非 カレン ジン人		×
26	第一ボコ ット	ウエスト・ボコッ ト県とマラク ウェット県の県境 付近 (97年4月12 日)	○	武装した襲撃団が住 民を襲撃、数名が死 亡、家畜数千頭が強 奪さる。当事者双方 ともカレンジン人。 襲撃団はボコット人 との報道あり (<i>Daily Nation</i> 紙)	△当事 者双方 ともカ レンジ ン人	○	○ただし、 当事者双 方ともカ レンジン 人
27	リコニ	モンバサ県リコニ (97年8月13日)	×	大規模な襲撃団が、 警察署、県行政官事 務所等を襲撃、少な くとも6名の警察官 を殺害、火器や弾丸 を盗み、リコニの農 村や商店を襲撃し略 奪、放火。死者88名、 避難者は10万人以上 にのぼった	△カン バ人、 ルオ人 が標的 の部 だっ た とい う報 道が ある	○	

立退警告	煽動演説がおこなわれていた	政府の対策Ⅰ：治安維持地域指定，軍出動など	政府の対策Ⅱ：調停会議等の開催，その他	備考
		モイがグチャ，トランスマラ県境地域を治安維持地域に指定（97年12月半ば）	モイがグチャ県，キシイ県，ニヤミラ県（第一期キシイ県を構成していた領域。住民の9割以上がキシイ人）を訪問（97年12月半ば）	
	○	ポコット県住民が違法に所持する火器を没収する対策を実施（97年4月）		
	○	モイがリコニ事件（および91年からの住民襲撃事件）調査のための司法調査委員会を任命（98年7月）		97年8月半ばにKANU活動家のマイザ（Emanuel Maitha）と，同じくKANU活動家のマスンブコ（Omar Masumbuko）が逮捕された。その他多くの野党側の活動家を含む400名以上が逮捕された ⁴⁾

事件番号	事件名	発生地(発生日)	RV 州 近辺	事件の概要	襲撃対象が非 カレン人 かつ農 耕民	襲撃者 が大人 数、組 織化さ れている	襲撃者が カレン人 と見 なされて いる
28	ニャンベ ネ	イースタン州ニャン ベネ県、メル県、 サラカ／ニシ県 (97年9月)	×	ニャンベネ県の6カ 村がサラカ／ニシ県 からの襲撃団に放火 された。死者9名、 数百名が負傷、300 家屋に放火	△当事 者双方 とも非 カレン ジン人		×

4. 97年選挙直後期(1998年1月から12月まで)

事件番号	事件名	発生地(発生日)	RV 州 近辺	事件の概要	襲撃対象が非 カレン人 かつ農 耕民	襲撃者 が大人 数、組 織化さ れている	襲撃者が カレン人 と見 なされて いる
29	ンジョロ、 マウナロ ク	ナクル県ナクル市 西部のンジョロ、 ナロク県境近くの マウナロク(98年 1月10日)	○	弓矢、山刀、槍、オー トマチック・ライフ ルで武装した襲撃団 が住民を襲撃。この 事件、および同日に 発生した第七パーン トフォレスト事件、 ライキピア事件での 死者は合計100名以 上	○被害 者のほ んどが キク ユ人	○	○
30	第七パー ントフォ レスト	ウアシン・ギシュ 県パーント・フォ レスト(98年1月 10日)	○	弓矢、山刀、槍、オー トマチック・ライフ ルで武装した襲撃団 が住民を襲撃。この 事件、および同日に 発生したンジョロ、 マウナロク事件、ラ イキピア事件での死 者は合計100名以上	○被害 者のほ んどが キク ユ人	○	○

立退警告	煽動演説がおこなわれていた	政府の対策Ⅰ：治安維持地域指定、軍出動など	政府の対策Ⅱ：調停会議等の開催、その他	備考
				襲撃団は、「サンガサ区はサラカ県に属するものであり、ニャンベネ県とサラカ県の新県境を承認しない」と主張していた 98年4月16日、ニャンベネ県、メル県、サラカ／ニシ県の3県の与野党国会議員9名中8名が、治安維持を話し合うための会合を開いて一定の合意に達した。98年4月23日、「県境をまたいだ紛争・家畜強奪、分裂を促進させるような政治活動を終わらせるための共同行動計画」が16日の合意を受けて発表された ⁵⁾

立退警告	煽動演説がおこなわれていた	政府の対策Ⅰ：治安維持地域指定、軍出動など	政府の対策Ⅱ：調停会議等の開催、その他	備考
		モイがナクル県に夜9時から朝6時までの夜間外出禁止令を敷き(98年2月5日)、対象地域をウアシン・ギシュ県の一部とライキピア県に拡大。夜間外出禁止令解除は98年3月4日 ナクル県知事がマウナロクとンジョロ住民の武器携行を禁止(98年7月9日)	モイが被害地域を訪問、リフトバレー州知事、ナクル県知事に被害者の再定住促進を要請(98年2月11日～数日間) ナクル県 KANU 支部委員長ら主導による事件調停のための与野党参加平和会合開催(98年8月16日, 8月23～24日, 9月19日) モイが議長を務める平和会合を被災地の諸県で開催(98年9月26日, 11月14日)	ナクル県での事件発生と同日にウアシン・ギシュ県バートン・フォレストおよびライキピア県で住民襲撃事件が発生、被害者のほとんどがキクユ人であった 98年2月4日、KANU のリフトバレー出身国会議員約40名(サイトテイ、ンティママ、ビウォットなど。モイは含まれていない)が連名で声明文を出した。声明文は「今回の住民襲撃事件は、野党側の有力者たちがKANU 政府転覆をねらう陰謀を正当化するためにリフトバレー州のいくつかのエスニック集団を孤立化させようと企んだものである」として、キバキ、ムイテ、ムイガイらが首謀者であるとしている 98年2月5日、イースタン州出身 KANU 関係12名が記者会見を開き、前日のリフトバレー州出身国会議員の声明文を支持すると述べたうえ、とくにキバキとキマニの2名について、紛争地域の住民を暴力的手段に訴えるよう煽動したとして非難した

事件番号	事件名	発生地(発生日)	RV 州 近辺	事件の概要	襲撃対象が非 カレンジン人 かつ農 耕民	襲撃者 が大人 数、組 織化さ れている	襲撃者が カレンジン 人と見て られる
31	ライキピア	ライキピア県(98年1月10日)	○	弓矢,山刀,槍,オートマチック・ライフルで武装した襲撃団が住民を襲撃。この事件,および同日に発生したンジョロ,マウナロク事件,ライキピア事件での死者は合計100名以上			
32	マラクウェット	マラクウェット県東部(98年4月11日)	○	マラクウェット人10名死亡,2,000名以上が避難,家畜数百頭が強奪された。家畜強奪者を恐れて1万人以上がマラクウェット県からケイヨ県に避難(98年5月5日,ケイヨ県知事発言)	×マラクウェット人。当事者双方ともカレンジン人		○ボコット人。ただし当事者双方ともカレンジン人
33	第二ボコット	ウエスト・ボコット県(98年7月初)	○	放牧中だったボコット人200名をウガンダのカラモジョン人が襲撃,家畜を強奪した。84名が死亡,内48名がボコット人	×	○	×
34	第二ワジュール	ノース・イースタン州ワジュール県北西部の数カ村(98年10月25日)	×	およそ500名の襲撃団がデゴディア人が入植する数カ村を襲撃。死者約140名,73名が強制連行された	×デゴディア人。当事者双方とも非カレンジン人	○	×主としボラナ人。これをオロモ人,ガブラ人が支援

(注) 1) 簡素化のため,本表においてのみリフトバレー州をRV州と略称する。

2) 不明の場合はすべて空欄にした。

3) 具体的な嫌疑は,1月15日に「ナクル・マーケットで見つかったカレンジン人はネックレス(古タイヤを首にかけて火をつけること。ケニアでリンチの際によく用いられる手

立退警告	煽動演説がおこなわれていた	政府の対策Ⅰ：治安維持地域指定、軍出動など	政府の対策Ⅱ：調停会議等の開催、その他	備考
○		<p>モイがボコット人が違法に所持する火器の没収に軍の協力を要請（98年5月7日）、5月11日にバリンゴ県、マラクウェット県、ウエスト・ボコット県で軍が回収を開始 モイが98年6月1日より1カ月間に違法所持火器を政府に提出したものに對し特赦を与えると宣言（98年5月30日）</p>	<p>モイがマラクウェット県、ウエスト・ボコット県境近くで開催された政治集會に参加、ボコット人とマラクウェット人に平和を呼びかけ、家畜強奪は後進的であると発言（98年6月5日）</p>	<p>98年4月12日、マラクウェット県出身の国会議員、元国会議員、与野党活動家ら（ほとんどがKANU 党員）が集會を開催し、ボコット人の武装解除と14日以内に襲撃を停止させることなどを政府に要請した。議員らは、要求が入れられない場合は自分たちの政治的立場を見直さざるを得ない、と述べた⁶⁾ ウエスト・ボコット県、バリンゴ県、サンプル県出身の KANU 国会議員（大臣、副大臣各1名を含む）らが参加する平和會合開催（98年6月21日） トゥルカナ県、ウエスト・ボコット県出身の KANU 国会議員らが参加する平和會合開催（98年7月6日）</p>
				<p>トゥルカナ県、ウエスト・ボコット県出身の KANU 国会議員らが参加する平和會合開催（98年7月6日）</p>
				<p>98年11月29日、記者会見で、ノース・イースタン州ガリッサ（Garissa）県デュジス（Dujis）選挙区国会議員で地域開発（Regional Development）省大臣モハメド（Maalim Mohamed）が、地元選挙区の住民に對し平和を維持するよう呼びかける声明を読み上げ⁷⁾</p>

段—引用者注）で殺されねばならない」と発言し「キクユ人とマサイ人の対立を煽った」、というものであった（*Daily Nation*, 1995年1月17日付）。ただし、国側はオヨンディとワニヤンゲに對する訴えを後に取り下げた。

4) 逮捕者には、政府が公認を拒否した SAFINA 党の創立メンバーの一人カリファ (Sheikh

Khelif Khalifa), 元政治犯でアメリカに亡命した経験のあるマズルイ (Al-Amin Mazrui), 同じく公認を拒否されているケニアアフリカ人民民主党 (Kenya African Democratic Union) 代表のチゾンド (Ali Saidi Chidzondo), 92年選挙で野党大統領候補の一人だったワ・ツマ (Chibule wa Tsuma) らが含まれている (*Economic Review*, Aug.25-31, 1997, p.11)。なお, 裁判の結果, 98年9月8日から10日にかけて, まず240名の容疑者の内61名が証拠不十分で無罪, 釈放となり, 98年9月25日には, さらに91名がやはり証拠不十分で無罪, 釈放となるなど, 事件に関する警察の操作の不適切さがその後露呈している。

5) 唯一参加しなかった国会議員は, ニャンベネ県イゲンベ (Igembe) 選挙区 KANU 国会議員で保健省大臣のカルウェオ (Jackson Kalweo)。カルウェオは事件発生時の国務省の治安担当大臣であった。声明は副大臣でティガニア・イースト (Tigania East) 選挙区 KANU 国会議員のカラウリ (Matthews Adams Karauri) が読み上げた。声明に署名していた残る7名の国会議員はニャンベネ県から DP 国会議員3名, メル県から DP 国会議員2名と F-K 国会議員1名, サラカノニシ県から DP 国会議員2名。記者会見場で DP 国会議員の1名は, 共同行動計画の焦点に, メル・コミュニティの一体化を推し進めることが含まれている, と述べた。

6) その他の要請は, ①マラクウェット県知事の他県への配置換え, ②ウエスト・ポコット県シゴール (Sigor) 選挙区 KANU 国会議員で大蔵省副大臣に任命されていたロマダ (Christopher Lomada) と天然資源省大臣に任命されていたロトドの大臣職解任, ③ポコット人によるマラクウェット県併合要求に関する調査。集会にはマラクウェット人約6000人が参加。議員らは, 今回の事件が, ロトドがマラクウェット人に対しポコット人から盗んだ家畜を7日以内に返すよう通告した後に起こったと述べ, また事件がこれまで行われてきた家畜強奪ではない, と述べた。

7) 声明には与党・野党の双方を含む18名の国会議員が署名しており, 事件の起こったワジール・ウェスト選挙区と東接するイースタン州マルサビト県ノース・ホル (North Horr) 選挙区国会議員で外務大臣のゴダナ (Bonaya Godana) も会見に列席した。

(出所) 津田 [1998b], NEMU [1993], *Economic Review* 誌各号, Nation Newspapers Ltd.1998 より筆者作成。

〔煽動演説〕

92年選挙直後期から1994年末までは「92年選挙前紛争」期と同様に, ナロク県, モンバサ県, ボメット県, ウエスト・ポコット県出身の KANU カレンジン人・マサイ人閣僚による特定のエスニック集団を標的とする民族浄化演説が盛んにおこなわれていた。

〔煽動演説者への処分〕

煽動演説をおこなった政治エリートへの処分は「92年選挙前紛争」と同様に92年選挙後になっても進まなかった。ただし, マジンボ採用要求が高まった1994年10月, 95年1月, 3月に, モイは, 民族浄化演説を繰り返していた KANU カレンジン人・マサイ人閣僚の言動を牽制して事態の収拾に努めた。

また、97年1月（97年選挙直前期）の内閣改造では、それら閣僚の一部を降格した。

〔治安維持地域（security operational zone）指定など〕

多くの事例において、治安維持地域指定など治安維持のための具体的対策が講じられた。住民襲撃事件の発生後、常に早期の内に治安維持地域指定、夜間外出禁止令の発令、武器没収などがおこなわれてきた。

〔政府主導の調停〕

多くの事例において、政府主導による調停工作がなされた。事件が頻発したリフトバレー州とその近隣地域における治安回復を目指し、まず92年選挙直後の時期に調停会議が開催され、97年選挙直後期にも数度の政治集会被災地で開催され、大統領が議長を務めた。

〔国内難民の取り扱い、機動隊と警察の機能〕

政府が難民となった被害者を放置したり、行政を通じて民間の支援活動を妨害したかどうか、また機動隊、警察などの治安維持機構が襲撃者の取り締まりに機能しなかったかについては、詳細は不明である。

以上を整理すると、(1)92年選挙後の住民襲撃事件は、リフトバレー州とその近隣地域で発生しているものと、他の地域で発生しているものとに大別される、(2)リフトバレー州とその近隣地域で発生している住民襲撃事件についても、ウエスト・ポコット県、マラクウェット県で発生しているような襲撃者と襲撃対象がともにカレンジン人であるような事例が発生している、(3)政府は1993年以降に発生した住民襲撃事件を静観していない、という三つの点において、93年以降の住民襲撃事件は「92年選挙前紛争」とは異なっていることがわかる。

第3節 類型化の試み

前節で述べた特徴・傾向を踏まえると、1993年以降の住民襲撃事件は、(1)

「92年選挙前紛争」と多くの共通点を有する事件群、(2)襲撃者、襲撃対象とも主としてカレンジン人であるなど、エスニックな側面で「92年選挙前紛争」との異質性が際立つ事件群、(3)都市部で発生した、という発生地域の面での異質性が際立つ事件群、の三つに類型化することができそうである。そこで本節では、この三つの類型ごとに特徴、政治的背景を整理しながら、それがはたして「92年選挙前紛争」の延長といえるものであるかどうかを検討してみたい。なお、特に注釈のないかぎり、本節以降の記述は97年12月までの時期については津田 [1998] の「ケニア政治史年表」に、98年1月から98年12月までの時期についてはデイリー・ネーション・インターネット版にもとづいている。

1. 「入植者排斥型」

第1の類型は、発生地域、襲撃対象、襲撃者の特徴、民族排斥的な煽動演説の存在などの点で、「92年選挙前紛争」との共通性を持った事件群である。この類型に属すると判断できるのは、92年選挙直後期にナクル県、ウアシン・ギシュ県、ケリチョ県、ナロク県で発生した諸事件（事件番号1～13）、国政選挙間期にナクル県で発生した事件（事件番号16）、97年選挙直前期にグチャ県、トランス・マラ県で発生した諸事件（事件番号19～25）、および97年選挙直後期にナクル県、ウアシン・ギシュ県、ライキピア（Laikipia）県で発生した諸事件（事件番号29～31）の計24事件である。

(1) 「92年選挙前紛争」との共有特徴

これらの事件に見られる「92年選挙前紛争」との具体的な共有特徴は、(1)リフトバレー州とその近隣地域で発生していること、(2)農耕を営む住民（入植農場の農民である例が多い）のうち、エスニックな帰属がカレンジン人、マサイ人、サンプル人、トゥルカナ人でない人々が襲撃の対象になっていること、(3)襲撃に弓矢を使用する、マサイ人「戦士」・カレンジン人「戦士」の

服装をしている、などの特徴を襲撃者が有していること、(4)1993年から95年にかけて、リフトバレー州出身のKANU閣僚がマジンボ制採用要求を活発化させ、エスニックな帰属がカレンジン人、マサイ人、サンプル人、トゥルカナ人でない住民のリフトバレー州からの転出を求める民族排斥的煽動演説をおこなっていたこと、の4点である。

たとえば、1993年4月17日に、ンティママ、コーネスらはリフトバレー州南部において、副大統領サイトティらとともに「マサイおよびカレンジンの両コミュニティに協力的でない他のエスニック集団（非カレンジン人、非マサイ人、非サンプル人、非トゥルカナ人のこと、たとえばキクユ人—引用者注）はリフトバレー州から転出せよ」と呼びかける宣言を集会で採択した（キテンゲラ宣言〈Kitengela Declaration〉）。ナロク県エノースプキア(Enoosupukia)で大規模な住民襲撃事件が発生した（事件番号13）のは、このキテンゲラ宣言からわずか半年後の93年10月16日であった。ンティママは、事件発生から3日後の10月19日の国会においても「マサイ人は自らの権利のために戦っているのである」と述べるなど、公の場においてもマサイ人によるキクユ人の襲撃を鼓舞する態度を堅持している。

また、1993年11月後半からはKANUモンバサ県支部委員長のナシールが中心となって、マジンボ制採用要求が再燃した。ンティママもこれに加わり、94年3月半ばには、キリスト教会司教らのおこなっていたマジンボイズムにもとづく憲法改正提案について、「支持する」と発言、94年7月初めには、コーネスら大臣2名を含むKANU国会議員10名とともに連邦制への早期復帰を政府に要請した（通称「コロンゴイ宣言」〈Korongoi Declaration〉）。ンティママはさらに、94年10月2日にもモイ側近のビウォット(Nicholas Biwott)ら閣僚5名を含むKANU国会議員8名がおこなった「連邦制憲法の再起草と早期の連邦制実現を国会で追求する」との宣言に名を連ねた（ただしモイは、92年選挙以前の段階から一貫して連邦制採用要求を否定する立場をとってきており、この時も94年10月5日に「憲法起草は一つのコミュニティでなく42部族すべての参加のもとでおこなわれねばならない」などと述べたうえでマジンボイストを

批判する発言をおこなっている)。

モイの牽制にもかかわらず、翌1995年1月10日、ンティママは、ケニアの政治家にとって批判はタブーとされてきた初代大統領ケニヤッタ (Jomo Kenyatta) を、連邦制採用を求める文脈の中で批判、「ランカスター会議合意で採択された連邦制憲法を廃棄した」「議会にはかかることなく上院を廃止し地方議会を廃止した」と発言した (ここでもモイは翌日の1月11日に「ケニヤッタを尊敬し、KANU 党員は綱領を遵守するよう」に呼びかける形でンティママのこの発言を諫めている)。また、95年5月17日には DP 活動家のムイガイ (Ngengi Muigai。キクユ人) が「91年2月にンティママが他のコミュニティの成員を殺傷することが望ましいと匂わせるような発言をした」としてンティママを告訴したが、この告訴に対しンティママはさらなる煽動演説をもって応じた (この告訴の直前、95年4月4日にモイは、ムイガイに対し「マサイ人とキアンブ県住民との間にこれ以上トラブルを起こさせないよう警告したい」と述べて、ンティママ告訴を中止するよう呼びかけている)。

ナイロビの中央下級裁判所へのンティママの出廷は1995年5月17日であったが、この日同裁判所には、マサイ人風の衣装を着用し棒や槍で武装した約4000名の人員がバス2台、車6台を用いて動員された。裁判でムイガイの告訴が棄却されるとンティママは、ナイロビ中心部にある公園に移動して政治集会を開催、動員されたマサイ人風装束の人員も聴衆に加わる中、「マサイ人の土地を安く買い付けようとしている他コミュニティ出身の金持ちによる収奪に対し、マサイ人は防備を固めねばならない」と再びマサイ人とキクユ人の対立を煽る演説をおこなった。この集会ではカジアド県の代表的政治エリートの一人キーン¹⁰⁾ (John Keen) も演説し、「ムイガイによる告訴はマサイ人全体を困惑させようとしたもので許すことはできない。ムイガイは自分の出身であるガツツ (Gatundu。セントラル州選挙区の一つで住民のほとんどはキクユ人) に力を傾けるべきだ」と発言している。

この裁判と同じ1995年5月17日に、ナロク県オルクルト (Olkurto) で50家族以上 (すべてキクユ人であった) が土地明け渡しを強制執行されたが、こ

れにもンティママの関与があったことが窺われる。同地域のカソリック教会によれば、明け渡しに与えられた猶予は24時間のみであり、取り壊しは夜間のうちにマサイ人「戦士」によっておこなわれた⁹⁸⁾。

さらに、告訴の翌日である1995年5月18日には、新たな野党結成を準備中と伝えられていた有力な政府批判活動家のリーキー (Richard Leakey) の自宅——カジアド県イルマシン (Ilmasin) にある——に100名程度のやはりマサイ人風の衣装を着用し武装した人員が侵入しており、これにもンティママの関与があったことが窺われる⁹⁹⁾。

また、1995年9月半ばにンティママは、「来年からはナロク県寄宿学校への非マサイ人生徒の入学は認めない。それらの寄宿学校はマサイ人のために作られたものである」と発言、1年後の96年9月23日にも、ナロク県とボメット県境近くで開催された集会 (コーネスも出席している) で非カレンジン住民に対し KANU への移籍を呼びかけ、「リフトバレーにわれわれから迎え入れられているものに告ぐ。われわれ (マサイ人のこと—引用者注) の政治的意思が尊重されねばならない。アフリカの政治においては、同じ政党に与しないものは隣人と常に問題を起こす」と発言し、ナロク県やリフトバレー州における非カレンジン人、非マサイ人住民対カレンジン人、マサイ人住民の対立をおおる演説を繰り返した。

(2) 「92年選挙前紛争」との相違

(i) 政府の対策

〔煽動演説者の処分〕

こうした煽動演説を繰り返す与党閣僚に対する人事上の処分は、92年選挙直後期、国政選挙間期にはおこなわれなかった。また、野党国会議員が煽動演説をおこなったとして逮捕、起訴される一方で、ンティママら KANU 政治エリートが煽動演説をおこなったとして逮捕されることはなかった。

しかし、複数政党制化後第2回の国会議員選挙、大統領選挙を年内に控えた97年選挙直前期になると、モイはこうした過激な民族排斥演説を繰り返す

ンティママらを内閣改造によって降格した(1997年1月15日)。この人事には、国会議員選挙と大統領選挙を年内に控えた状況で、住民襲撃事件の終結と防止に政府が積極的であるという姿勢を示す活動の一環としておこなわれた側面がある⁸⁹。ただしこの人事には、当時深刻化しつつあったKANU内部の派閥抗争に対し大統領の当面の裁定を下すというもう一つの重要な側面があった。この派閥抗争は、モイの大統領としての最終任期が1998年からの5年間であることを受けて、副大統領の座ひいては大統領後継の座をめぐるKANU政治エリートの一部が、副大統領サイトティ(George Saitoti)派対反サイトティ派という2派に分裂したものであった。97年1月のこの内閣改造では、サイトティを副大臣職に留任させる一方で反サイトティ派に属するンティママらを降格させることで、モイのサイトティ派支持の姿勢が示されたといえる。

この人事でンティママは地方政府大臣から内務・国家遺産(Home Affairs and National Heritage)大臣へ異動し事実上格下げされ、ンティママとともに反サイトティ派に属し、民族排斥的な連邦制を主張してきたコーネスは大統領府副大臣を解任された。以降、ンティママ、コーネスの連邦制主張は聞かれなくなり、民族排斥を呼びかける演説もおこなわれなくなった⁹⁰。

〔治安維持地域指定など〕

1993年1月から8月にかけて、ナクル県、ウアシン・ギシュ県、ケリチョ県において頻発した住民襲撃事件対策として、政府はまず93年9月2日にナクル県モロ(Molo)を治安維持地域に指定し、個人的訪問・政治集会の開催を禁止した。93年9月3日には治安維持地域はナクル県に西接するケリチョ県の北東端ロンディアニ(Londiani)とウアシン・ギシュ県バート・フォレストにも広げられた。95年1月にナクル県東部で再び住民襲撃事件が発生した(事件番号16)が、これは単発の事件として終息し、95年3月3日、モイは3地域の治安維持地域指定を解除した。

ナクル県、ウアシン・ギシュ県、ライキピア県で1998年1月10日に再び住民襲撃事件が起こると(事件番号29~31)、政府および与党政治エリートは、

以下のような対策を講じた。

まず1998年2月4日に、KANUのリフトバレー出身国会議員30名以上が連名²²で声明文を發した。声明文には副大統領サイトティ、ンティママ、ピウオットら閣僚が名を連ねた。声明文は「今回の住民襲撃事件は、野党側の有力者たちがKANU政府転覆をねらう陰謀を正当化するためにリフトバレー州のいくつかのエスニック集団（カレンジン人、マサイ人のこと—引用者注）を孤立化させようと企んだものである」として、野党のケニア民主党（Democratic Party of Kenya : DP）委員長のキバキ²³（Mwai Kibaki）、フォード—ケニア（Forum for Restoration of Democracy - Kenya : F-K）国会議員ムイテ²⁴（Paul Muite）、フォード—アシリ（Forum for Restoration of Democracy- Asili. Asiliはスワヒリ語で「元祖」を意味する。以下F-Aと略称）活動家のムイガイ²⁵らが首謀者であるとしている。98年2月5日にはイースタン州出身KANU閣僚12名が記者会見を開き、前日のリフトバレー州出身国会議員の声明文を支持すると述べたうえ、とくにDPのキバキとナクル県モロ選挙区選出DP国会議員のキマニ（Kihika Kimani）の2名について、紛争地域の住民を暴力的手段に訴えるよう煽動したとして非難した。

一方モイは、1998年2月5日にまずナクル県に夜9時から朝6時までの夜間外出禁止令を敷き、後に対象地域をライキピア県とウアシン・ギシュ県の一部に拡大した。モイは、夜間外出禁止令を敷く際、「特定のコミュニティに属する商人、国会議員たちが暴力に出資しており、ナクル県では有名なDP国会議員が暴力行為に出資していると知られている」と述べて、キクユ人のキバキ、ムイテ、キマニらの告発を試みている。

モイはまた、1998年2月11日から数日にわたって被害地域を訪問し、「煽動者を逮捕し、裁判にかけなければならない」との演説をおこなう一方で、列席したリフトバレー州知事、ナクル県知事に対し事件の被害にあった家族の再定住を促進するよう要請した。また98年2月13日にはナクル県オル・モラン（Ol Moran）で住民に演説し、「コミュニティ間の不和を調停するため真のそして公平な長老会議を作る」よう要請して調停会議の開催を呼びか

ける一方で、住民の安全を守れなかったとして県行政官以下の行政各長、警官を非難した。

事件から2カ月後の1998年3月4日、モイはナクル県、ライキピア県、ウアシン・ギシュ県に敷いていた夜間外出禁止令を解除した。

一方、グチャ県とトランス・マラ (Trans Mara) 県、ミゴリ (Migori) 県の県境地域で97年選挙直前期に頻発した住民襲撃事件 (事件番号19~25) についても、政府はやはり比較的早期のうちに次々と対策を講じていった。まず1997年11月初めの第三グチャ事件 (事件番号21) 発生の直後、ニヤンザ州知事とリフトバレー州知事が事件現場を訪問し、襲撃団を見つけ次第射殺するよう治安関係者に対して指示した。またモイは、キシイ (Kisii) 県、ニヤミラ (Nyamira) 県、グチャ県の3県を訪れ、グチャ県とミゴリ県の県境地域と、グチャ県とトランス・マラ県の県境地域の2カ所を治安維持地域に指定、地域内への外部からの立ち入りと、地域内での外部出身の政治家による政治活動を禁止した。またモイは、トランス・マラ県警察の最高責任者を「無能な酔漢である」として罷免し、「紛争地域には中立的なエスニック集団出身の警官を配置する」と住民に約束して、紛争抑止に実効性のある取り組みを目指す姿勢を強調した。

〔政府主導の調停会議などの開催〕

政府が導入した、いま一つの事件対策が調停会議などの開催であった。まず、ナクル県、ウアシン・ギシュ県、ナロク県、ケリチョ県で92年選挙直後に頻発した住民襲撃事件 (事件番号1~13) への対策としては、1993年5月から3回にわたって調停会議が開催された²⁸⁾。第1回調停会議の「部族抗争調停のための長老会議」は93年5月24日に開催された。会議はモイのほか、ンティママ、DPの創設メンバーの一人カルメ (Njenga Karume)、セントラル州ニエリ (Nyeri) 県ニエリ・タウン選挙区 DP 国会議員のマゼンゲ (I. Mathenge) ら、KANU 閣僚と野党国会議員の双方が出席する形をとっておこなわれた。

第2回の調停会議は、1995年7月14日に開かれた (詳細不明)。第3回調停

会議は95年7月30日にナクル県モロで開催され、DPのカルメとモイ側近のビウォットが共同議長を務めた。第3回会合には国会議員52名を含む1200名が出席した。95年9月9日、共同議長の一人であったビウォットが、調停会議終了を宣言している。

97年選挙直後期にナクル県、ウアシン・ギシュ県、ライキピア県で発生した住民襲撃事件（事件番号29～31）に対しては、1998年8月から9月にかけて、ナクル県、ライキピア県、バリngo（Baringo）県の与野党国会議員らによって事件の調停のための平和会合（peace talks）が開催された。会合は、キマニとナクル地方議会指名議員でKANUナクル県支部委員長のレイティッチ（Wilson Leitich）の主導で3回開催された。会合は「カレンジン人代表团」と「キクユ人代表团」が話し合う形でおこなわれており、バリngo地方議会議長ブルトゥート（Joel Bultut）とナクル地方議会議長トー（Bidii arap Too）が「カレンジン人代表团」代表、ナクル県モロ選挙区DP国会議員キマニが「キクユ人代表团」代表を務めた。

第1回平和会合は、1998年8月16日にキマニの所有する農場で開催され、KANU国会議員と野党地方議会議員合わせて30名以上が参加した⁶⁷⁾。第2回平和会合は、98年8月23～24日にロンガイ（Rongai）にあるレイティッチの自宅でおこなわれた。与野党国会議員5名、地方議会議員60名を含む600名が出席した⁶⁸⁾。第3回平和会合は、98年9月19日に開かれた。ライキピア県ンガルア（Ngarua）の初等学校が会場となった⁶⁹⁾。

続いて1998年9月26日からはモイが議長を務める政治集会が被災地の諸県で数度にわたって開かれた。ライキピア県で開かれた98年9月26日の集会でモイは、「近隣の諸コミュニティの平和的共存」を要請し、サンプル（Samburu）県サンプル・ウエスト（Samburu West）選挙区KANU国会議員とバリngo県バリngo・イースト（Baringo East）選挙区KANU国会議員を「ライキピア県で強奪された家畜をそれぞれの地域に戻す責任者と考える」と述べて事件の調停を指示した。平和会合を主導していたキマニとレイティッチの両名はこの集会でも演説した。参加者のうち大臣職にあったのは

KANU 書記長のカモソ (Joseph Kamotho), ビウォットら 8 名であった⁹⁰。モイが議長を務めた第 2 回の平和会合が開かれたのは、98年11月14日であった。この会合の出席者のうち大臣職にあったのは、ビウォット、コーネス、ンティママら 7 名であった。その他副大臣 1 名とナクル県、バリンゴ県、ボメット県の国会議員が参加した⁹¹。

(ii) 発生時期

「92年選挙前紛争」の中心的発生地域はリフトバレー州中部諸県とその近隣地域であり、時期的には92年選挙までの 1 年間に集中していたが、この同じ地域で、97年選挙 (1997年12月29日実施) までの 1 年間には住民襲撃事件は一件も発生しなかった。この地域で事件が発生したのは、むしろ92年選挙直後、97年選挙直後——KANU と現職大統領の選挙における勝利が確定したあとになってから——であった (事件番号 1～13, 29～31)。

(3) 小括

この類型に属する住民襲撃事件は、発生地域、襲撃対象や襲撃者の特徴、煽動演説の存在の点で「92年選挙前紛争」とその特徴を共有している。ただしその一方で、1993年以降については、ンティママ、コーネスらをいったん降格するなど、マジンボ制採用要求やリフトバレー州の民族浄化を求める煽動演説は選挙での与党側の勝利にとって不利益であるとの見方をモイがいっそう明白に打ち出すようになっており、早期のうちに政府主導で対策が講じられるようになっていたことは、見てきたとおりである。ここで検討してきた事件群は、(1)治安維持地域指定、煽動演説者の処分、調停会議の開催など政府が早期のうちに多角的に紛争の終結に着手し、結果的に住民襲撃事件をそれぞれ単発の事件として終息させることに成功しており、また(2)国政選挙の前でなく、むしろ国政選挙において政府・与党が勝利を収めた後になって発生する傾向にある。その意味で、国政選挙での勝利を目的とする政府の後押しを受けて発生し長期化・拡大していった「92年選挙前紛争」とは性質を異にする事件群であるといえるだろう。92年選挙直後 (すなわち93年初頭) に

発生した事件については、すでに当面の政治目的を達成した政府が、必要以上の紛争の存続を恐れ、その「火消し」に奔走するなかで政府の思惑を超えてくすぶり続けた紛争、いわば「92年選挙前紛争」の残滓であったともいえるだろう。この第1の類型については、入植者を含む農耕民が襲撃の対象となったという共通の図式にちなんで、「入植者排斥型」と呼ぶことにしたい。

2. 「牧畜民衝突型」

第2の類型は、ウエスト・ポコット県、マラクウェット県、ワジール県などで発生した、新聞・雑誌などの報道において家畜強奪に伴って住民が襲撃されたという側面が強調された事件群である。ここでは襲撃者、襲撃対象ともにカレンジン人である（事件番号26, 32）など、被害者、加害者双方が牧畜民である点が特徴的であり、「92年選挙前紛争」との異質性は際立っている。この類型に属すると考えられるのは、92年選挙直後期にノース・イースタン州ワジール県で発生した事件（事件番号14）、97年選挙直前期にウエスト・ポコット県とマラクウェット県の県境付近で発生した事件（事件番号26）および97年選挙直後期にウエスト・ポコット県、マラクウェット県、ワジール県で発生した諸事件（事件番号32～34）の計5事件である。

(1) 「92年選挙前紛争」との共有特徴

ただし、この事件群にも、発生地域、襲撃者の特徴、民族排斥的な煽動演説の存在などの点で、「92年選挙前紛争」との共通性が存在する。具体的には、(1)一部の事件（事件番号26, 32, 33）はリフトバレー州（ウエスト・ポコット県、マラクウェット県）で発生していること、(2)一部の事件（事件番号26, 32, 33）の襲撃者はカレンジン人であること（ただし襲撃の対象もカレンジン人であった）、(3)ウエスト・ポコット県出身のKANU閣僚が民族排斥的煽動演説をおこなっていたこと、の3点である。

民族排斥的な煽動演説を繰り返していたのは、ポコット（カレンジンを構成

する下位社会集団の一つ) 人としてケニア独立以来はじめて大臣職(内務・国家遺産省)に任命された(1993年)カベンゲリア(Kapenguria)選挙区KANU国会議員のロトド(Francis Lotodo)であった。ロトドは、ンティママ、コーネスらのようにマジンボ制採用は要求しなかったものの、一党制時代から民族排斥を鼓舞する煽動演説を繰り返してきた。そのため84年には戦争行為を奨励したとして逮捕・起訴されており、84年2月末に当時就任していた情報・報道省副大臣の地位を解任されたうえ、同年9月14日に他の黨員13名とともにKANU除名処分に遭っている(EIU, no.4, 1984)。88年にKANUへの復党を許可されると、3月におこなわれた国会議員選挙でカベンゲリア選挙区の唯一候補となって当選を果たしたが、数カ月で再びKANUを除名させられている(Economic Review, Sept. 6-12, 1997)。

1991年の憲法改正で複数政党制に復帰した後、ロトドは一時的に野党と活動をとにしたが、92年選挙前にはKANUに再び入党し、カベンゲリア選挙区KANU公認候補となって国会議員選挙で当選を果たした。この92年選挙後の組閣でロトドはポコット人として初めて大臣職に任じられたのであった。

大臣に登用された後もロトドは、ウエスト・ポコット県のキクユ人住民に対して「2日以内に県外に出よ。さもないとポコット人は脱法行為をおこなうだろう」と呼びかける煽動演説をカベンゲリア選挙区内で開催された政治集会でおこなっている(1993年11月28日)。98年4月にマラクウェット県で発生したマラクウェット人住民襲撃事件(事件番号32)に関して98年4月12日にマラクウェット県出身の国会議員、元国会議員、与野党活動家ら(ほとんどがKANU黨員であった)が開催した集会でも、ロトドがポコット人を煽動したことが事件発生の原因であるとされた。ちなみに、マラクウェットもポコットと同様、カレンジンを構成する下位社会集団の一つである。議員らは、事件が、ロトドがマラクウェット人に対しポコット人から盗んだ家畜を7日以内に返すよう通告した後に起こったと述べて、ロトドといま一人のポコット人閣僚であるロマダ(Christopher Lomada)⁶²の大臣職解任を大統領に要請し

た⁵³。ただし、ロトドは、第一ポコット事件（事件番号26）、マラクウェット事件（事件番号32）の直後にいずれも自らの事件への関与を否定するコメントを発表している⁵⁴。

（2）「92年選挙前紛争」との相違

（i）政府の対策

〔煽動演説者の処分、治安維持地域指定など〕

モイは複数政党制化前と違って1993年以降にはロトドに対する処分をおこなっていない。紛争煽動演説を繰り返してきたいわゆる KANU-A 派を軒並み降格させた97年1月15日の内閣改造においても、事実上降格したンティママの後任（自治大臣）にロトドを登用している。また、ここで検討してきた事件群については、治安維持法の発動もおこなわれなかった。

しかし、ウエスト・ポコット県、マラクウェット県で発生した諸事件については、ウエスト・ポコット県住民が違法に所持する火器を没収するという形で政府の対策がとられた。火器没収は第一ポコット事件発生（1997年4月12日）の直後に開始された。98年4月に再び同じ地域で事件が発生したため、98年5月7日、モイは全軍の総謀幕僚長（Chief of General Staff）トンジェ（Daudi Tonje）に「家畜強奪、エスニック・クラッシュが起こっているケニア全国の紛争地域に軍を派遣し、違法に武器を保有している人々を警察と協力しながら非武装化させるよう」命じた。軍は98年5月11日からバリngo県、マラクウェット県、ウエスト・ポコット県において違法武器回収を正式に開始した⁵⁵。モイはこれに加え、98年5月30日、ウエスト・ポコット県、マラクウェット県、バリngo県東部からの代表団を自宅に迎えた際に、98年6月1日から1カ月間のうちに違法所持の武器を政府に提出した人々を罪に問わない旨を宣言した。

〔政府主導の調停会議などの開催〕

一方モイは、1998年6月5日に事件発生地域であるマラクウェット県、ウエスト・ポコット県県境を訪問し、政治集会で演説、ポコット人とマラク

ウェット人に対して敵対関係を即刻解消するよう呼びかける一方、文化的に後れた活動であるとして家畜強奪をおこなわないよう呼びかけた。

1998年6月21日には、ロトドをはじめウエスト・ポコット県、バリngo県、サンプル県出身のKANU国会議員らの参加のもと、バリngo県に居住するポコット人、サンプル人、トゥルカナ人の平和復旧会議（peace reconciliatory meeting）がバリngo県東部のサンプル県境近くにおいて3日間にわたって開催された⁶⁹。

また、ノース・イースタン州ワジール（Wajir）県で発生した第二ワジール事件（事件番号34）に関しては、事件発生4日後の98年11月29日にノース・イースタン州、イースタン州北部出身の閣僚らが合同で記者会見を開きノース・イースタン州ガリッサ（Garissa）県デュジス（Dujis）選挙区国会議員で地域開発（Regional Development）省大臣が、地元選挙区の住民に対し平和を維持するよう呼びかける声明を読み上げた⁶⁹。

(ii) 発生時期

この類型に属する住民襲撃事件のうち、国政選挙の直前の時期に発生したのは、第一ポコット事件（事件番号26）のみである。他の事件（事件番号14, 32～34）はいずれも選挙が終わった直後の時期に発生している。付言すれば、いずれの事件における被害地域においても政府批判勢力の伸長は見られず、KANUは容易にその圧倒的勢力を維持し続けてきたのであり、事件と政府与党の政治利益との結びつきを想定すること自体が困難である。

(3) 小括

以上を総合すれば、この第2の類型に属する住民襲撃事件は、発生地域、襲撃対象や煽動演説の存在など一部の点で「92年選挙前紛争」とその特徴を共有しているが、「入植者排斥型」住民襲撃事件と同様に、(1)政府が早期のうちに紛争の終結に着手し、結果的に住民襲撃事件をそれぞれ単発の事件として終息させることに成功しており、また(2)国政選挙の前でなく、むしろ国政選挙において政府・与党が勝利を収めた後になって事件の多くが発生する

傾向にある点で「92年選挙前紛争」とは異質である。両者を分ける最も重要な相違点は、(3)非カレンジン人、農耕民が襲撃対象とされず、襲撃者、襲撃対象とも強固な KANU 支持基盤となってきた牧畜民であった、という点である。この類型は、第3の特徴に鑑みて、「牧畜民衝突型」と呼ぶことができるだろう。

3. 「都市発生型」

最後の類型として挙げておきたいのは、モンバサ県とナイロビという都市部で発生した事件群である。この類型に属すると判断できるのは、国政選挙間期にナイロビで発生した事件（事件番号17, 18）、97年選挙直前期にモンバサ県で発生した事件（事件番号27）の計3事件である。

(1) 「92年選挙前紛争」との共有特徴

この類型に属する事件が「92年選挙前紛争」と共通に持つ特徴として際立つのは、政治エリートの権力抗争との関連が窺われる点および襲撃者と襲撃対象のエスニックな構成が「92年選挙前紛争」におけるそれと重なる点である。ナイロビで発生したキベラ・スラム事件（事件番号18）では敵対する二つの勢力のエスニックな帰属および政党支持構造——一方は KANU 支持者であり他方が野党の F-K 支持者であったうえ、KANU 支持者はエスニックな帰属ではヌビア人（Nubian）に重なり、F-K 支持者は主としてルオ人であった——が「92年選挙前紛争」のそれと酷似している。また、モンバサ県で発生したりコニ事件（事件番号27）には、(1)97年選挙の直前に発生したという発生時期の点、(2)大規模かつ組織化されていたという襲撃者の特徴、(3)国政選挙での投票妨害による政治的利益が見込まれた可能性の存在、(4)民族排斥的な煽動演説の存在など、いくつかの重要な点で「92年選挙前紛争」との共通性が存在する。

モンバサ県を中心に煽動演説をおこなっていたのは、KANU モンバサ県

支部委員長のナシールである。ナシールは、副大臣職を歴任してきた KANU エリートの一入であるが、同時に強硬なマジンボイストでもある。1993年以降の KANU 政治エリートの一部によるマジンボ制採用を求める動きは、93年4月のキテンゲラ宣言に始まって93年11月にさらに活性化したが、ナシールはその主唱者の一人であった。94年7月のコロンゴイ宣言についても、ナシールは、「国がマジンボイズムに復帰しない場合には、コースト州の人々を率いて KANU を離脱し、地域的政党を組織する」として宣言を支持するコメントを発表している。

そのような中で1994年1月4日には、モンバサ県でルオ人住民への脅迫ピラがまかれる事件が起こった。ピラには「モンバサのルオ・コミュニティは2月15日までに退去せよ。さもないと破壊活動に遭う」など、立ち退きを脅迫する内容が含まれていた⁶⁸。この脅迫ピラ事件は、92年選挙においてモンバサ県で F-K が躍進したこととの関わりで捉えられるので、同県における住民のエスニックな帰属と92年選挙での政党支持パターンとの関連についてここで若干の解説を加えておこう。

92年選挙においてモンバサ県国会議員選挙区四つのうち KANU が議席を確保したのはナシールが再選された選挙区（ムビタ〈Mvita〉）のみであった。その他二つの選挙区ではイスラム教系非公認政治団体のケニアイスラム党（Islamic Party of Kenya: IPK）が選挙協力を表明した F-K の候補が当選、残る1選挙区では DP のキリク（Kennedy Kiliku。後述）が当選した。コースト州の全20選挙区のうち、モンバサ県以外の県に位置する16選挙区においてはすべての議席を KANU が独占しており、その意味でこのモンバサ県での KANU 候補の敗北は際立っていた。

野党側が92年選挙においてモンバサ県で健闘した背景には、第1にモンバサ県に強固な支持基盤を持っていた IPK が F-K と選挙協力したこと——F-K から立候補して当選を果たした2名はいずれも IPK のメンバーであった——が挙げられる。

第2の背景として挙げられるのは、モンバサ県住民の特徴的なエスニック

構成である。コースト州全体における住民のエスニック構成では、ミジケンダ人が約5割を占め、1割がタイタ人、他はすべて1割に満たない。しかしケニア第2の都市を有するモンバサ県はその例外であり、コースト州の中で唯一ルオ人がミジケンダ人(28%)に続いて2位につき、割合でも14%(89年国勢調査時で約6万4000人)と1割を上回っている。

ケニアの国政選挙においては、候補自身やその候補の所属政党幹部のエスニックな属性が有権者のエスニックな属性と一致していることが当選のためにきわめて重要であり、特に農村部においては候補となるための必須要件でもある。モンバサ県で2議席獲得と躍進したF-Kの中央執行委員会の構成員のエスニックな属性はルオ人に偏っているうえF-K初代委員長のオギンガ・オディング(Oginga Odinga)は独立運動期からのルオ人の政治的カリスマでもある。またチャンガムウェ(Changamwe)選挙区で当選したキリクはカンバ人であったが、同候補の場合、1992年にモイが設立した住民襲撃事件調査のための国会選抜委員会委員長として報告書を作成(92年10月14日の国会で55対24で否決された)、その中でピウオット、サイトティ、ンティママ、大統領指名議員のバングエチュニイ(Ezekiel Bang'etuny)、レイティツチらに証言を求めるよう勧告するなど、大統領の側近の多くが住民襲撃事件に関与している可能性を指摘したことで、「92年選挙前紛争」によって国内難民化しモンバサ県に避難していたキクユ人、カンバ人、ルオ人らから英雄視されていたという側面もあった。チャンガムウェ選挙区にはカンバ人手工芸協同組合(Akamba Handicraft Co-operative Society)があり、カンバ人の木工細工職人数千人が雇用されていることもあって、この選挙区ではカンバ人を筆頭に、ルオ人、キクユ人、ルイヤ人とミジケンダ人(特にギリアマ<Giriama>人)が住民の多くを占めている。92年選挙においては、モンバサ県住民のこうした他のコースト州諸県とは異なったエスニックな構成が、野党側に有利に作用したといえるのである。

さて、1993年以降もマジンゴ制採用要求を続けたナシールであったが、彼はこうしたモンバサ県でのKANU候補敗退によって93年以降は県支部のレ

ベルでの激しい権力抗争に巻き込まれており、自らのモンバサ県での政治的基盤の維持が差し迫った課題になっていた。まず95年9月にはKANUモンバサ県支部副委員長長らがナシールの委員長職解任を宣言した。このときはモイが解任は無効であると述べたため、ナシール解任は実現しなかった。しかし、支部内でのナシール追い落としの動きは、沈静化するどころかさらに活発化していった。96年1月末から2月初めにかけては、前駐サウジアラビア大使で閣僚職の経験もある元キサウニ（Kisauni）選挙区国会議員が、次の支部委員長選挙に立候補する意向を表明した。この前大使はモンバサ県で政治集会を開き、ナシールについて「保守的、高圧的、政治家として軽率であるうえ無能である」と述べ、モンバサ県におけるナシールの指導体制を終了させると宣言した。この集会には支部副委員長、元モンバサ市長らモンバサ県における有力なKANU政治エリートが列席しており、反ナシール派のモンバサ県における勢力伸長が窺われる。さらに、集会には出席しなかったが、92年選挙直後に大統領指名議員となったサジャード（Rashid Sajjaad）も反ナシール派に加わっていた。

モイの要請によって1997年1月初めに開かれたモンバサ県ロケーションレベルのKANU代表選挙の結果でも、ナシール派が代表の多数派を占めることに成功したロケーションはモンバサ県の全25ロケーション中10ロケーションにとどまり、残りは反ナシール派が過半数を占めた。これは、KANUモンバサ県支部年次党大会——モンバサ県支部の執行委員選挙はここでおこなわれる——への出席権を持つ党員の過半数が反ナシール派で占められる可能性が非常に高くなったことを意味する⁹⁸。さらに、97年1月15日の内閣改造において、モイが、ナシールを情報・放送副大臣に留任させる一方で、反ナシール派のサジャードを早くも調査・技術養成・テクノロジー省の副大臣に登用したため、モンバサ県KANU支部におけるナシールの指導体制がモイの支持を受けたものであるとの判断も難しくなった。

結局、モンバサ県のロケーションレベル以上のレベル——選挙区レベル、県レベル——でのKANU代表者選挙はその後開催されなかった。そのた

め、1997年後半におこなわれた国会議員選挙における KANU 候補選定は、ナシールの指導体制のままでおこなわれた。そして、反ナシール派の有力候補は次々と野党に移籍し、立候補を表明したのであった。

モンバサでのリコニ事件（事件番号27）発生（1997年8月13日）は、まさにこの県支部レベルでの権力抗争の最盛期であった。リコニ事件の裁判における証言で頻繁に事件への関与が指摘される政治エリートはいずれも反ナシール派に属しており、大統領指名議員のサジャード（選挙区からの立候補はおこなっていない）、ならびに KANU から DP に移籍して当選を果たした国会議員らが含まれている。

（2）「92年選挙前紛争」との相違

以上のように、煽動演説がおこなわれたこと、また事件への KANU 政治エリートの関与が指摘されているという点で、リコニ事件にはたしかに「92年選挙前紛争」と似た側面がある。しかし、モンバサにおいては、派閥抗争の結果として KANU の有力な政治エリートが野党に移籍して選挙に立候補するなど、与野党間の支持基盤がエスニックな境界と必ずしも一致しなくなっていた。事件の襲撃対象がカンバ人とルオ人だったという情報があり、また治安の悪化によって投票率が低下したことも予想されるが、事件が与野党のどちらかを、あるいは特定の KANU 政治エリートを利するものであったとの判断は容易ではない。

これら都市部で発生した住民襲撃事件に関して、煽動演説者の処分、治安維持地域指定などはおこなわれていない。また、モイがキベラ・スラムの土地調査とキベラ住民のうち適格者への土地分配をおこなうようナイロビ州知事に指示したのは、キベラ・スラム事件（事件番号18）発生から5カ月後であった。1998年6月にリコニ事件裁判でサジャードの関与があったとする証言が続出してはじめてモイは、リコニ事件および「92年選挙前紛争」の調査のための司法調査委員会を発足させた（98年7月）が、これも事件発生からほぼ1年後のことであった。政府の対策は、前2類型と比べて遅れていると

いえるだろう。しかし、いずれの事件も「92年選挙前紛争」と異なって、通常の警察力などの動員の範囲で封じ込めが成功しており、いずれも単発の事件として終息している。

(3) 小括

この類型に属する住民襲撃事件は、襲撃対象や発生時期、煽動演説の存在、選挙との関連性、政府の対策の遅れなどの点で「92年選挙前紛争」とその特徴を共有している。しかし、特にリコニ事件については、関与が指摘される政治エリートはKANUと野党にまたがっており、両者をつなぐのはKANUモンバサ県支部におけるナシール派對反ナシール派という、地域レベルの権力抗争における派閥である。その意味でリコニ事件も、「92年選挙前紛争」——国政レベルの選挙での勝利を目的とする政府の後押しを受けて発生し長期化・拡大していった——とは性質を異にする事件だといえる。この第3の類型は、発生地域に着目すれば「都市発生型」と呼べるだろう。

結 語

以上、1993年以降の住民襲撃事件のすべてについて、特徴や政府の対策を整理し、「92年選挙前紛争」との比較を試みてきた。この作業の結果得られた本章の第1の結論は、93年以降に発生したいずれの住民襲撃事件も「政権維持陰謀モデル」による「92年選挙前紛争」の枠組みでは十全に説明することができない、という点である。「92年選挙前紛争」に最も近い性質を有していたのは「入植者排斥型」の事件群およびモンバサ県で発生したりコニ事件であったが、いずれの事件についても政府の関与は見られず、「政権維持のための陰謀」という枠組みでこれら事件を説明することは難しい。煽動演説を繰り返していたンティママ、コーネス、ナシール、ロトドは閣僚ではあるが、モイ政権の中では主流派ではない。国政選挙の直前に降格されたり、

それぞれの地元で反対派閥（反KANUという意味でなく、ンティママ、ナシールら個別の政治エリートに対抗する派閥）を形成している代表的KANU政治エリートがモイによって登用されていることは、これまで見てきたとおりである。また、事件の解決を目指して政府が積極的かつ多角的に対策を講じ、それら事件の終息に成功してきた点でも、93年以降の住民襲撃事件は、政府の静観が紛争の主因の一つとなっていた「92年選挙前紛争」とは異なっていた。

本章の第2の結論は、1993年以降の住民襲撃事件については、少なくとも事件ごとに個別の分析が必要と判断される、ということである。「92年選挙前紛争」と違って93年以降の住民襲撃事件は、それぞれに事件の特徴、政治的背景、政府の対策などが異なっていた。ある程度性質を共有する事件群をまとめることはできるが、第3節で詳しく述べたように、少なくとも「入植者排斥型」、「牧畜民衝突型」、「都市発生型」の三つの類型が必要であり、発生した事件すべてを総体として一つの紛争と見なして分析することはできなかった。

振り返って、1991年から92年末にかけて発生した住民襲撃事件に関して付言すれば、おそらく、この時期についても同様に「入植者排斥型」、「牧畜民衝突型」、「都市発生型」のいずれかに属する事件を見いだすことは可能であろうし、あるいは煽動などによって引き起こされた事件はすべて「入植者排斥型」の一種であったということもできるかもしれない。また、複数政党制化という課題が取りざたされる以前の段階——80年代まで——に発生してきた住民襲撃事件についても、小馬 [1995] が指摘するように土地や牛をめぐる伝統的に家畜強奪・土地問題による紛争が発生してきたのだとすれば、やはりこの3類型を援用して分類することが可能であろう。それが可能であれば、ケニアにおいては経済的利益を求める小規模紛争は日常的に発生してきたものの、政治エリートの介入と政府の支援なくしてはそれら小規模紛争が地域の経済的利益を離れて遂行される大規模紛争に結びつくことはなかった——そのような結論を得ることができるかもしれない。91年から92年にかけて頻発した住民襲撃事件は、60年代の独立期以来回避してきた複数政党制

選挙に直面せざるを得ないという政治的危機状況にあった政府の政治的利益に合致していたために、3種類のいずれに属するかに拘わらずすべてが政権の「支援」を受けることとなり、結果として「一つの紛争」として分析するに値する性質を有することになった、ケニア史の中では特異な（国政レベルでの紛争支援はケニア史の中では日常的なものではない）事件群であったといえるかもしれないのである。これは魅力的な仮説ではあるが、検討はまた別の機会に譲ることとしたい。

〔注〕—————

- (1) 92年選挙について詳しくは津田 [1993a] を参照されたい。
- (2) NEMU [1993], Africa Watch [1993]. ケニア全国教会評議会報告書のタイトルは、「呪われた矢：ケニアにおける民主主義に対抗する組織的暴力に関する報告」 (“The Cursed Arrow: A Report on Organized Violence Against Democracy in Kenya”)。政党連合タスクフォース報告書のタイトルは「紛争に関する報告書」 (“Report on the Clashes”)。国会選抜委員会報告書のタイトルは、「1992年に発生した西ケニアその他の地域におけるエスニック紛争調査のための国会選抜委員会報告書」 (“Report of the Parliamentary Select Committee to Investigate Ethnic Clashes in Western and Other Parts of Kenya 1992”)。
- (3) NEMU [1993 : 6-11], National Assembly [1992 : 67-83].
- (4) 「部族紛争調査司法委員会」 (Judicial Commission of Inquiry into Tribal Clashes) のこと。任命は1998年7月1日。委員長で控訴裁判所 (Court of Appeal) 裁判官のアキウミ (Justice Akilano Molade Akiwumi) の名をとって「アキウミ委員会」と呼ばれる。
- (5) Africa Watch [1993 : 90-93], NEMU [1993 : 6], Throup and Hornsby [1998 : 195-197].
- (6) Africa Watch [1993 : 19-70], NEMU [1993 : 11-13].
- (7) 津田 [1998b] で詳細な年表を作成したので参照されたい。
- (8) Throup and Hornsby [1998 : 195-197, 236]. 紛争が与党政府側にもたらした政治的利益については、津田 [1999] で詳述したので参照されたい。政府批判派のカレンジン人 KANU エリートについては、津田 [1996] を参照されたい。
- (9) モイは1990年代に県レベルの行政区分の変更を頻繁におこなって県の数を増やしていった。本章では正確を期すために、新しい県の分離設立のために一部が切り離された県について、切り離し前を「第一期〇〇県」、切り離し後を順に「第二期〇〇県」、「第三期〇〇県」と表記する。詳しくは付表Cを参照のこと。
- (10) リフトバレー州の土地問題と住民のエスニックな帰属との関連について詳しく

は Africa Watch [1993: 第2章], NEMU [1993: 第3章] を参照されたい。

- (11) 本章で用いている「第〇期～県」という名称の意味については注(9)を参照されたい。
- (12) アフリカ・ウオッチ報告書は NEMU 報告書を下敷きで作成されている。
- (13) スロウブらは、1991年後半から92年3月までを紛争第1期、92年4月から92年後半までを紛争第2期、92年選挙直前を紛争第3期と時期区分している。詳しくは Throup and Hornsby [1995: 195-197, 236, 542] を参照されたい。
- (14) アフリカ・ウオッチは、「リフトバレー州では、非カレンジン人土地所有者の数を減らす形で州の土地所有の型が転換しつつある。この傾向は今後永久に変わらない。……土地から追い出された非カレンジン人の多くは(州外へ—引用者注) 転出しつつある。一方カレンジン人は不法に土地を占拠したりあるいは購入することによって州内に転入しつつある」(Africa Watch [1993: 76])と述べて、92年選挙前までに起こった住民襲撃事件によって引き起こされたリフトバレー州の非カレンジン人住民の減少は、一時的なものでなく「永久」的なものと断定している。
- (15) 97年選挙後の大統領後継問題について詳しくは津田 [1998a] を参照されたい。
- (16) ただしこの作業は、新聞・雑誌の報道に主として依拠したため、報道されなかった事件を網羅することはできていない。漏れているものとして特に懸念されるのが、家畜強奪事件である(たとえ発生していても新聞・雑誌などでとりあげられない可能性が高い)。ただし、死者が多数である、強姦がおこなわれたなど、通常の家畜強奪事件とは異なる事件であると報道側によって判断されたものは住民襲撃事件として報道される傾向にあり、本章の作業でも把握することができた。
- (17) キーンは元 DP 書記長。1995年2月に DP から KANU へ移籍した。複数政党制化以前には KANU に在籍し、大統領府などで副大臣職を歴任した。
- (18) *Daily Nation*, 1995年5月31日付。ただし、カジアド県知事は強制執行がおこなわれたこと自体を否定するコメントを発表した。
- (19) 人員の代表であるとしてマサイ人名を名乗った2名は「イルマシンはリーキーのような不満分子に現在もこれからも決して隠れ家を提供すべきでない。リーキーはケニア人を混乱させる一方でマサイ人のホスピタリティを享受しつつイルマシンに平和に住み続けることはできない」と述べて、政府批判勢力をマサイ人の居住地域から排斥したい姿勢を強調した。
- (20) 詳しくは、津田 [1998a] を参照されたい。
- (21) このンティママら煽動演説を繰り返す急先鋒への処分はあくまでも選挙対策であり、一時的なものにすぎなかった。1997年末におこなわれた複数政党制化後第2回の国会議員選挙、大統領選挙での再度の与党と現職の勝利を踏まえておこなわれた98年1月から2月にかけての組閣では、97年の内閣改造とはむしろ逆の人事がおこなわれたのである。サイトティは副大臣を解任され、計画・国家開発省大臣に異動、大蔵大臣にはかねてから反サイトティ派の大統領候補といわれてき

- たニヤチャエ (Simeon Nyachae) 元土地改良・水資源・地域開発大臣が就任した。ンティママは新たに運輸・通信大臣という枢要な大臣職に「昇格」、コーネスも初めて大臣 (公共事業・住宅省) に任命されるという昇格を果たしている。
- (22) *Daily Nation* 紙報道で氏名が確認できたのは37名。その中にモイは含まれていない。
- (23) キバキは、モイ政権期に副大臣、保健大臣などを歴任している。複数政党制化後は政府批判勢力側に与し、DPの委員長に就任した。セントラル州 (Central) ニエリ (Nyeri) 県オザヤ (Othaya) 選挙区選出。
- (24) ムイテは、政府批判勢力の代表的政治エリートの一人。弁護士。セントラル州キアンブ (Kiambu) 県カベテ (Kabete) 選挙区——元キクユ (Kikuyu) 選挙区——選出。
- (25) ムイガイは元農業省副大臣で、元セントラル州キアンブ県ガツンツ (Gatundu) 選挙区選出国會議員。複数政党制化後は政府批判勢力の代表的政治エリートの一人となった。DPからF-Aに移籍し (1997年5月6日) その後さらに新党のサバサバ・アシリ (Sabasaba Asili) に移籍した。
- (26) この調停会議はさまざまな名称で呼ばれた。第1回会合は部族抗争 (tribal clashes) 調停会議、第2回会合以降は、キクユーカレンジン対話 (モイの1995年7月17日演説にて)、キクユーカマツサ (KAMATUSA) 対話 (*Daily Nation* 紙報道)、ゲマ (GEMA) —カマツサ対話 (ピウオットの95年9月9日終了宣言にて) などと呼ばれた。「カマツサ」はカレンジン、マサイ、トゥルカナ、サンブル (Kalenjin, Masai, Turkana, Samburu) ——リフトバレー州人口のほとんどを占める四つのエスニック集団の名称——の第1音節をつなぎ合わせたものである。「ゲマ」は70年代に経済・政治の両面で大きな影響力を持っていたキクユ、エンブ、メル人協会 (Gikuyu, Embu Meru Association) の略称 GEMA に由来する。
- (27) その他の主な出席者は次のとおり。クレソイ選挙区 KANU 国會議員のコスケイ (James Cheruiyot Koskey), DP ナクル・タウン国會議員のンジュキ (David Manyara Njuki), 副大臣でエルダマ・ラヴィネ (Eldama Ravine) 選挙区 KANU 国會議員のシルマ (Musa Sirma), 元国會議長ケイノ (Moses Kiprono Keino), 元国會議員チェップクウォニイ (Ayub Chepkwony), ナクル県 KANU 支部代表コリール (Raphael Korir), コイバテック県 KANU 支部委員長ロノ (Jackson Rono), 地方議會議員のラソイ (William Lasoi), ンジョロ口のカソリック教区ロノ牧師 (Father Daniel Rono) とマウ・ナロック教区アングリカン教会のカフング師 (Rev. Peter Kahungu)。
- (28) 主な出席者は次のとおり。モロ選挙区 DP 国會議員のキマニ, ナクル・タウン選挙区 DP 国會議員のマニヤラ, クレソイ選挙区 KANU 国會議員のコスケイ, ロンガイ (Rongai) 選挙区 KANU 国會議員のエリック・モロゴ (Eric Morogo), エルダマ・ラヴィネ選挙区 KANU 国會議員のシルマ, パリンゴ県地方議會議長ブルトゥート, ナクル県地方議會議長トオ, 元国會議員のワチラ (Waweru

- Wachira), 元ナクル市長のロティッチ (Michael Rotich), 同じく元ナクル市長のカマナ (Kimunya Kamana), 元国会議長のケイノ。
- (29) 主な参加者は以下のとおり。キマニ, ロンガイ選挙区のエリック・モロゴ, 元国会副議長ケイノ, ナクル地方議会議長トオ, KANUのレイティッチ。
- (30) 参加者のうち大臣職にあったのは, ロトド (Francis Lotodo), コスケイ (Henry Kosgey), ビウォット, カモソ (Joseph Kamotho), ングエニ (Kipng'eno arap Ng'eny), キプトオン (Andrew Kiptoon), オンゲリ (Sam Onger), マドカ (Marsden Madoka) であった。その他の主な参加者は, 副大臣数名, リフトバレー州選出の国会議員 (ちなみに, ライキピア県のライキピア・ウエスト選挙区, ライキピア・イースト選挙区ともに DP から国会議員が出席), ケニア野生動物局 (Kenya Wildlife Service) 長ンジョンジョ (Charles Njonjo), リフトバレー州知事バヤ (Francis Baya) であった。集会ではキマニとレイティッチが演説している。
- (31) その他の大臣参加者はコスケイ, カモソ, ングエニ, キプトオン, 副大臣の参加者は, ウィリアム・モロゴ (William Morogo)。その他の主な参加者は以下のとおり。ナクル県ロンガイ選挙区 KANU 国会議員のエリック・モロゴ, エルダマ・ラヴィネ (Eldama Ravine) 選挙区 KANU 国会議員のシルマ, クレソイ (Kuresoi) 選挙区 KANU 国会議員のコスケイ, バリンゴ県バリンゴ・イースト選挙区 KANU 国会議員のジェームス・ロトド, ボメット県チェパルング (Chepalungu) 選挙区ルト (Isaac Ruto), ナクル・タウン選挙区 DP 国会議員のンジュキ, ナクル市長ンデリ (Herman Nderi), ナクル地方議会議長トオ, ナクル地方議会指名議員レイティッチ。
- (32) ロマダはウエスト・ポコット県シゴール (Sigor) 選挙区 KANU 国会議員。大蔵省副大臣。
- (33) 議員らはこのほか①マラクウェット県知事アデン (Abdi Nassir Aden) の他県への配置換え, ②ポコット人の武装解除, ③ポコット人による襲撃を14日以内に停止させること, ④ポコット人がマラクウェット県の併合を望み, 大ポコット化を要求をしているのかについての調査を政府に要請し, 実施されない場合には, a)ポコット人に対して報復攻撃する, b)マラクウェット人有権者は KANU 支持という政治的態度を変更せざるを得ない, と述べた。この集会にはマラクウェット人約6000人が参加した。
- (34) ロトドは, 第一ポコット事件に関しては「ポコット人とマラクウェット人の部族抗争は野党 F-K 委員長が遊説の際に煽動したことによるものである, と大統領に報告した」と述べ, 事件が野党の煽動によるものだとの見解を示した。また, マラクウェット事件に関しては, 報道関係者からのインタビューに答えて「わたしの選挙区で起きた事件ではない。家畜強奪は1955年に始まり現在まで続いているマラクウェット人とポコット人の間の最大の問題である。問題解決のためには, 家畜強奪に訴えざるを得ない何百という失業中の若年層に仕事を与えることだ。わたしが事件を煽動したと訴えている人間は, ケニアで起こるあらゆる紛争とロ

トドを結び付けるのが好きなのである。そのように訴えている人間は愚かで臆病者である。わたしが閣僚を辞任したとしてもマラクウェット人とポコット人の間の家畜強奪は終わらない」と述べ、事件は家畜強奪事件であり、煽動とはかかわりのない伝統的なものだとの見解を示した。

- (35) リフトバレー州知事バヤの発表によれば、98年6月10日の時点でリフトバレー州北部で88丁の火器が没収されたている。
- (36) この演説でロトドは、「ポコット人の中に見られる家畜強奪の行為は、ポコット人の政治的指導者たちを困惑させる地位においている。指導者たちは常に、家畜強奪者の長と位置づけられてしまう」と述べて、6月5日のモイ演説に協調する姿勢を見せている。その他の主な参加者は次のとおり。副大臣ピーター・レンゲス (Peter Lengees), フランシス・ロマダ, ウエスト・ポコット県カチェリバ (Kacheliba) 選挙区 KANU 国会議員ポギシヨ (Samuel Pogisho), バリンゴ県バリンゴ・イースト (Baringo East) 選挙区 KANU 国会議員ジョセフ・ロトド, サンプル県知事イエティッチ (Paul Yetich), バリンゴ県知事ダド (Hussein Dado), 退役国軍大将 (retired army general) ジェームス・レンゲス (James Lenges), その他サンプル県とバリンゴ県の各地方議会議員。
- (37) 声明には与党・野党の双方を含む18名の国会議員が署名しており、事件の起こったワジール・ウェスト選挙区と東接するイースタン州マルサビト県ノース・ホル (North Horr) 選挙区国会議員で外務大臣のゴダナ (Bonaya Godana) も会見に列席した。
- (38) 1994年1月11日には、このピラについて、「マフィア行動グループ」(Mafia Action Group) と名乗る団体が犯行声明を出しているが真相は明らかでない。
- (39) KANU は、支部レベルの構成において、まず全国を県単位に分け、県ごとに KANU 県支部を、県支部の下に選挙区ごとに KANU 選挙区支部を置いている。選挙区支部はさらに行政区と一致するロケーションを単位に構成される。ロケーション KANU 年次党大会 (Locations Kanu general meeting) に参加する20名の代表がロケーションごとの「草の根選挙」で選出される。選挙は5年ごとにおこなわれるが、KANU 代表の要請があった場合もおこなわれる。選挙区支部の年次党大会に出席できるのは選挙区支部執行委員 (選挙区支部年次党大会で5年ごとに選出) および各ロケーションの20名ずつの代表者である。県支部の執行委員は県支部の年次党大会で5年ごとに選出される。県支部の年次党大会に出席できるのは、県支部執行委員、選挙区年次党大会で選出された選挙区支部ごとに100名ずつの代表者である。全レベルの支部共通に、執行委員は委員長、副委員長、書記、副書記、会計、副会計、組織担当書記、支部行政官 (集金と上納を管理) の8名からなる。

中央執行委員は総裁、副総裁、中央委員長、中央副委員長、書記長、中央会計、中央組織担当書記、副書記長、中央副会計、中央組織担当副書記の10名からなる。中央執行委員は KANU 年次党大会で5年ごとに選出される。KANU 年次党大会

に出席できるのは、中央執行委員、KANU 国会議員、県支部ごと24名の代表、選挙区支部ごと12名の代表である。KANU の県支部レベル以下の執行委員選出の規定について、詳しくは KANU [出版年不明] を参照せよ。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 江波土昭 [1984] 「第四章農業発展の制度的諸問題：1. 土地保有制度の変貌」(社団法人国際農林業協力協会編『ケニアの農業』社団法人国際農林業協力協会) 98～112ページ。
- 小馬徹 [1995] 「リフト・ヴァレー紛争」(梅棹忠夫監修, 松原正毅・NIRA 総合研究開発機構) 編『世界民族問題事典』平凡社) 1207～1208ページ。
- 津田みわ [1991] 「ケニアの閣僚構成—1974～90年—」(『アジア経済』第32巻第8号, 8月) 88～108ページ。
- [1993a] 「1992年ケニア総選挙—複数政党制回復と KANU—」(『アフリカレポート』第17号) 7～10ページ。
- [1993b] 「ケニアの民主化と複数政党制—1960～69年を中心に—」(原口武彦編『転換期アフリカの政治経済』アジア経済研究所) 107～130ページ。
- [1993c] 「転換期におけるケニア政治—1960年の KADU 結成を事例に—」(小田英郎編『アフリカその政治と文化』慶應通信社) 261～292ページ。
- [1995] 「ケニア身分証明制度の現在—偽造『キパンデ』時代の到来—」(『アフリカレポート』第21号) 9～13ページ。
- [1996] 「キルワ発言—つくられた部族『カレンジン』に巣くう内紛—」(『アフリカレポート』第23号) 14～17ページ。
- [1998a] 「後継問題に揺れるケニア」(『アフリカレポート』第26号)。
- [1998b] 「ケニア政治史年表」(武内進一編『現代アフリカの紛争を理解するために』アジア経済研究所)。
- [1999] 「ケニア：複数政党制復帰と『エスニック・クラッシュ』」(『アジア研ワールド・トレンド』1999年3月号)。
- 松田素二 [1999] 「ネーション, エスニシティ, 国家—現代ケニアの民族紛争の起源—」(口頭発表)(於日本貿易振興会アジア経済研究所武内進一主催「現代アフリカの政治変動の内在的要因」研究会, 1999年1月23日)。

〈外国語文献〉

Africa Watch [1993] *Divide and Rule : State-Sponsored Ethnic Violence in Kenya*, New

- York, Washington, Los Angeles and London : Human Rights Watch.
- Kenya African National Union [出版年不明] *KANU 30 Great Years : 1960/1990 Handbook*, Nairobi : Government Printer.
- National Assembly [1992] *Report of the Parliamentary Select Committee to Investigate Ethnic Clashes in Western and Other Parts of Kenya 1992*, Nairobi : Republic of Kenya.
- National Election Monitoring Unit [1993] *The Multi-Party General Elections in Kenya : 29 December, 1992 : The Report of the National Election Monitoring Unit (NEMU)*, Nairobi : National election monitoring Unit(NEMU).
- Newsread International [1981], *Kenya 1981-82 Uhuru 17 Yearbook*, Nairobi : Newsread International.
- [1987] *Kenya 1987-88 Uhuru Handbook*, Nairobi : Newsread International.
- Ogot, Bethwell A. [1981] *Historical Dictionary of Kenya*, Maryland : Scarecrow Press, Inc.
- Ogot, Bethwell A. and W. R. Ochieng' eds. [1995] *Decolonization & Independence in Kenya 1940-93*, London : James Currey Ltd., Nairobi : East African Educational Publishers, Athens : Ohio University Press.
- Throup, David W. and Charles Hornsby [1998] *Multi-Party Politics in Kenya : The Kenyatta & Moi States & the Triumph of the System in the 1992 Election*, Oxford : James Currey Ltd., Nairobi : East African Educational Publishers, Athens : Ohio University Press.
- Who is Who in Kenyan Politics Today* [1992] Nairobi : Kenya Periodicals Limited.

<定期刊行物>

Deadline Data of World Affairs : KENYA.

EIU Country Report : Kenya.

Economic Review.

Weekly Review.

Daily Nation.

Sunday Nation.

Standard.

East African Standard.

日本貿易振興会ナイロビ・センター 『ケニア政治・経済・社会月報』

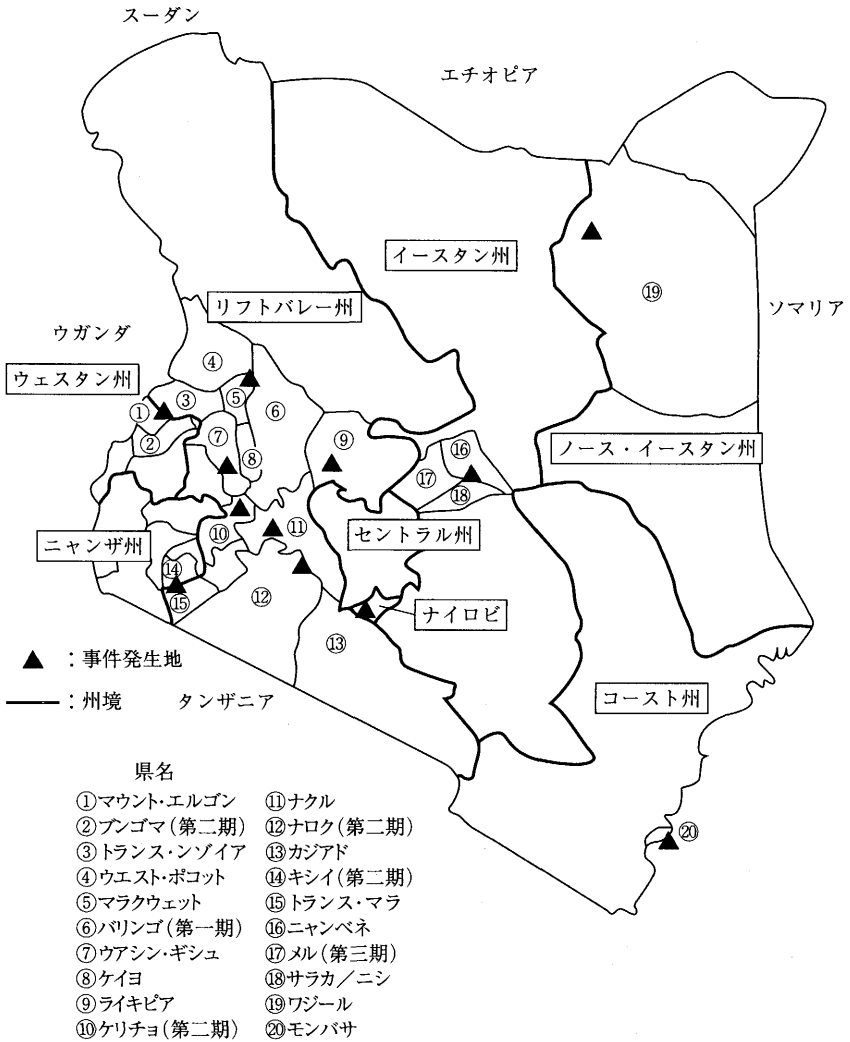
<インターネット>

Nation Newspapers Ltd. [1996], [1997], [1998]

URL : [http : //www.nationaudio.com/News/DailyNation](http://www.nationaudio.com/News/DailyNation)

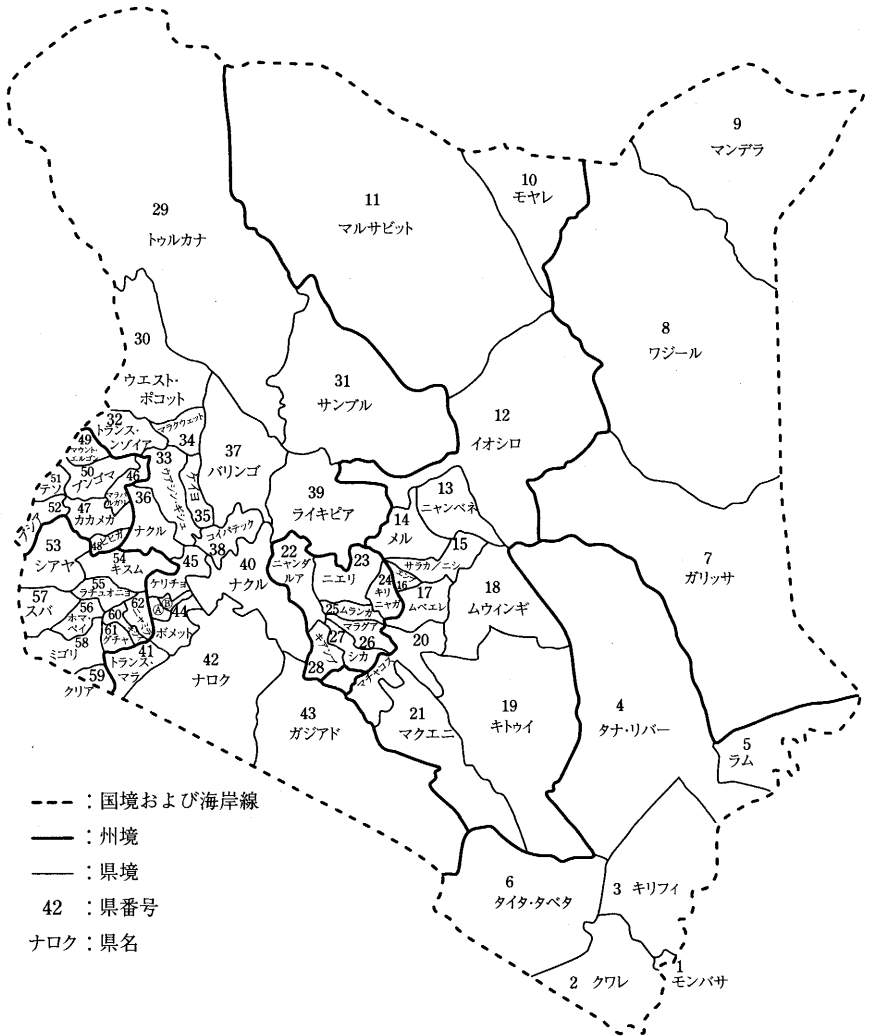
email address : Nation@users.AfricaOnline.co.ke

付図A 住民襲撃事件発生地域 (1993~98年)



(出所) 筆者作成。

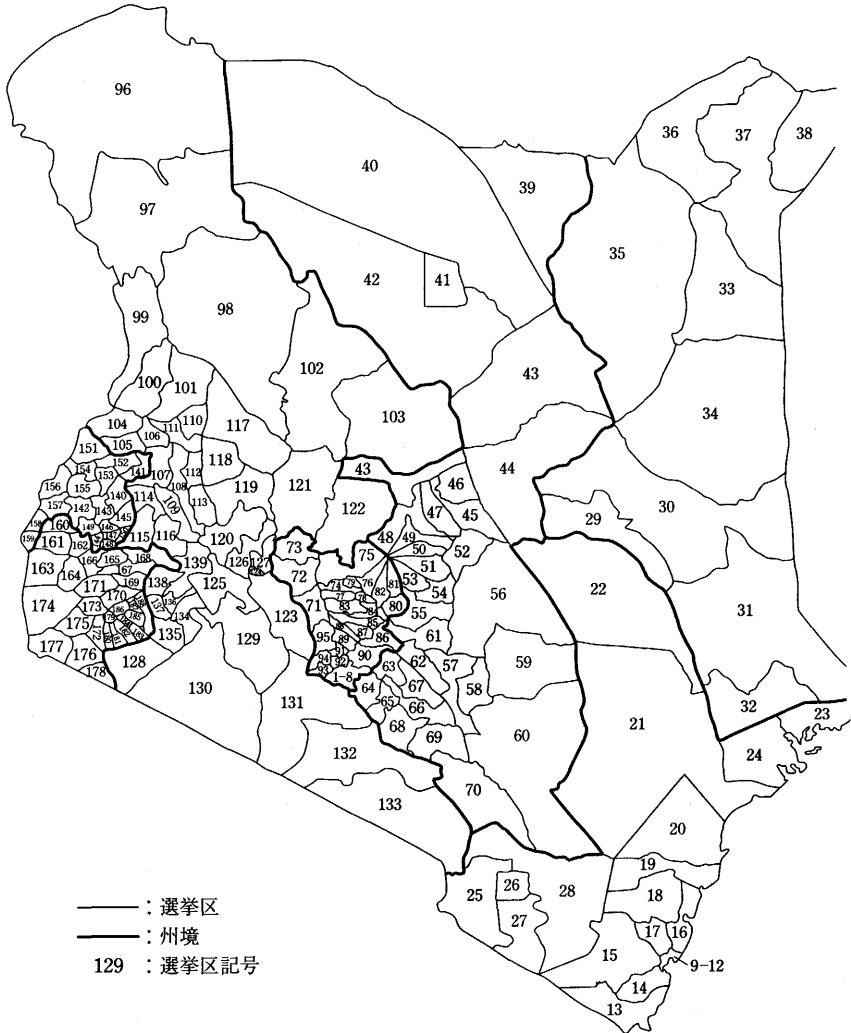
付図B ケニアの県名（1997年12月31日時点）



--- : 国境および海岸線
 ——— : 州境
 ——— : 県境
 42 : 県番号
 ナロク : 県名

(注) (1) ㊸㊹は1998年11月よりブレット (BURET) 県となった。㊸はケリチョ県、㊹はボメット県の一部であった。
 (2) 16.エンブ県と17.ムベエレ県の境界線は特定できなかったため、便宜的に引いた。
 (3) 1996年9月の選挙区改正による新設選挙区および線引き変更のなされた選挙区については境界線が特定できなかった。便宜的に改正前の選挙区を用いて県境とした。
 (出所) 筆者作成。

付図C ケニアの選挙区 (1986年12月24日改正)



(出所) 津田 [1991:106]。

付表A 住民襲撃事件

		住民襲撃事件発生県名/事件名				
年	月	ナクル	ウアシン・ギシュ	ケリチョ	ウエスト・ボ コット, マラ クウェット	グチャ, トラン ス・マラ, ミゴ リ
1 9 9 3	1	第一モロ, ムゴモイ ネ	第一, 第二パート ・フォレスト			
	2	バハティ, 第二モロ	第三, 第四, 第五パート ・フォレスト	ロンダイ アニ		
	3					
	4	第六パート・フォ レスト				
	5					
	6					
	7					
	8	第三モロ				
	9					
	10					
	11					
	12					
1 9 9 4	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					

関連年表 (1993~98年)

				備考
ナロク	モンバサ	ワジール	その他	
			マウントエルゴン	組閣
				(17日)キテンゲラ宣言
				(24日)第一回キクユ・カレンジン調停会議
		第一ワジール		
				(2日)モロがロンディアニ、バートフォレストを治安維持地域に指定
エノース ブキア				ンティママ, ナシール, マジンボ制採用要求を再開
				(初)モイがバート・フォレストに平和復旧策を施行
				(初)コロンゴイ宣言
				(5日)モイがマジンボ制採用要求を拒否 (末)リフトバレー州知事, 治安維持指定地域を報道関係者に開放
			コロゴチョ・スラム	

		住民襲撃事件発生県名/事件名				
年	月	ナクル	ウアシン・ギシュ	ケリチヨ	ウエスト・ボ コット, マラ クウェット	グチャ, トラン ス・マラ, ミゴ リ
1 9 9 5	1	ナイバシャ				
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
1 9 9 6	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					

		住民襲撃事件発生県名/事件名				
年	月	ナクル	ウアシン・ギシュ	ケリチヨ	ウエスト・ボ コット, マラ クウェット	グチャ, トラン ス・マラ, ミゴ リ
1 9 9 7	1					
	2					
	3					
	4				第一ボコット	
	5					
	6					
	7					
	8					第一, 第二, 第 三グチャ
	9					
	10					ミゴリ県境
	11					第一, 第二トラ ンスマラ
	12					第三トランスマ ラ
1 9 9 8	1	ンジョロ, マウナロ ク	第七バート・フォ レスト			
	2					
	3					
	4				マラクウェッ ト	
	5					

				備考
ナロク	モンバサ	ワジール	その他	
				(15日)内閣改造。ンティママ、コーネスを降格、サジャード、ロトドを昇格、ナシールを留任させる モイがモンバサ県ロケーションレベルKANU 選挙の実施を要請
				政府がボコット県住民が違法に所持する火器の没収に着手 有権者登録開始 有権者登録終了
	リコニ			
			ニャンベネ	
				モイがグチャを含む旧キシイ県の3県を歴訪 モイがグチャ、ミゴリ県境とグチャ、トランスマラ県境を治安維持地域に指定 国会議員選挙、大統領選挙
			ライキピア	組閣。ンティママ、コーネス昇格
				(4日)モイがライキピア、ウアシン・ギシュ、ナクルの3県に夜間外出禁止令発令 (11日～)モイがライキピア、ウアシン・ギシュ、ナクルの住民襲撃事件被害地域を歴訪 (4日)3県に発令していた夜間外出禁止令を解除
				(7日)モイがボコット人の火器没収に軍の協力を要請、11日開始

		住民襲撃事件発生県名／事件名				
年	月	ナクル	ウアシン・ギシュ	ケリチヨ	ウエスト・ボ コット, マラ クウェット	グチャ, トラン ス・マラ, ミゴ リ
1 9 9 8	6					
	7				第二ボコット	
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					

(出所) 津田 [1998b], *Economic Review* 各号, Nation Newspapers Ltd. [1998] より筆著作成。

				備考
ナロク	モンバサ	ワジール	その他	
				モンバサのリコニ事件裁判で政府関与あったとする証言が続出 (30日)モイがリコニ事件および91年からの住民襲撃事件調査のための司法調査委員会を組織する意向を表明(7月発足)
				(9日)ナクル県知事がマウナロク、ンジョロ住民の武器携行を禁止
				(16日)与野党参加第1回平和会合 (23~24日)与野党参加第2回平和会合
				(19日)与野党参加第3回平和会合 (26日)モイ主催第1回平和会合
		第二ワジール		(14日)モイ主催第2回平和会合

付表B 本文・表に登

名前 (カタカナ表記,50音順)	名前 (アルファベット, フルネーム)	地盤とする選挙区とその所在県	主な役職, 職業
オギンガ・オディング	Oginga Odinga	キスム県	F-K 委員長 (初代)
オヨンディ	C. Lwali Oyondi	ナクル県ナクル・タウン(Nakuru Town) 選挙区	国会議員
カモン	Joseph Kamotho	ムランガ県カンゲマ(Kangema) 選挙区	国会議員 (ただし92年以降は大統領指名国会議員), KANU 中央執行部書記長
カルウエオ	Jackson Kalweo	ニャンベネ県イゲンベ (Igembe) 選挙区	国会議員, 保健大臣 (98年1月から), 国務省治安担当大臣 (97年12月まで)
カルメ	Njenga Karume		
キーン	John Keen	カジアド県	
キバキ	Mwai Kibaki	ニエリ県オザヤ (Othaya) 選挙区	国会議員, DP 委員長
キリク	Kennedy Kiliku	モンバサ県チャンガムウェ (Changamwe) 選挙区	国会議員 (97年12月まで)
コーネス	Kipkalya Kones	ボメット県ボメット (Bomet) 選挙区	国会議員, 大統領府副大臣 (97年1月まで), 公共事業・住宅大臣 (98年1月から)
サイトティ	George Saitoti	カジアド県カジアド・ノース (Kajiado North) 選挙区	国会議員, 副大臣 (98年1月まで), 大蔵大臣 (98年1月まで), 計画・国家開発大臣 (98年1月から), KANU 副委員長
サジャード	Rashid Sajaad	モンバサ県 (大統領指名国会議員)	国会議員
トー	Bidii arap Too		ナクル県地方議会議長

場する主要人名一覧

マジンボイスト	所属政党	エスニックな帰属	備考
	F-K	ルオ人	多党化前は KANU に在籍。副大臣 (66年まで)。多党化前から野党設立のために活動し、F-K の前身である FORD を結成した。FORD 委員長。FORD 分裂の際は F-K に移り委員長に就任した。94年1月に病死
	F-A		
	KANU	キクユ人	多党化後の国会議員選挙ではいずれも落選、しかし大統領指名議員となり、閣僚職を歴任している
	KANU	メル人	
	DP	キクユ人	DP 結成メンバーの一人
	KANU, DP (95年2月まで)	片親がマサイ人、片親はヨーロッパ系ケニア人	多党化前は KANU に在籍。各省副大臣を歴任。多党化後に DP に移籍したが92年選挙で落選、95年2月に KANU に再び移籍した
	DP	キクユ人	多党化前は KANU に在籍。副大臣、保健大臣などを歴任
	DP	カンバ人	97年選挙で落選 92年にモイが設立した住民襲撃事件調査のための国会選抜委員会委員長として報告書を作成、ピウォット、サイトティ、ンティママ、大統領指名議員のバングエチユニ (Ezekiel Bang'etuny)、レイティッチらに証言求めるよう勧告するなど、大統領の側近の多くが住民襲撃事件に関与している可能性を指摘した。報告書は92年10月14日の国会で55対24で否決された。その後キリクは DP に移籍し、92年選挙に同じチャンガムウェ選挙区から立候補して当選した
○	KANU	カレンジン人 (キブシギス人)	
○	KANU	マサイ人を自称。両親はキクユ人	
	KANU		
	KANU	カレンジン人	

名前 (カタカナ表記, 50音順)	名前 (アルファベット, フルネーム)	地盤とする選挙区とその所在県	主な役職, 職業
ナシール	Shariff Nassir	モンバサ県ムビタ (Mvita) 選挙区	国会議員, KANU モンバサ県支部委員長
ニャチャエ	Simeon Nyachae	キシイ県ニャリバリ・チャチュエ (Nyaribari Chache) 選挙区	国会議員, 土地改良・水資源・地域開発大臣 (98年1月まで), 大蔵大臣
ビウォット	Nicholas Biwott	ケイヨ県	国会議員, 大統領府大臣, KANU エルゲヨ・マラクウェット県支部委員長
ブルトゥート	Joel Bultut		バリンゴ県地方議会議長
マイザ	Emanuel Maitha	モンバサ県	
マスンプコ	Omar Masumbuko	モンバサ県	
マゼンゲ	James Mathenge	ニエリ県ニエリ・タウン (Nyer Towni) 選挙区	国会議員
マドカ	Marsden Madoka	タイタ県ムワタテ (Mwatate) 選挙区	国会議員, 国務省治安担当大臣 (98年1月から)
ムイガイ	Ngengi Muigai	キアンプ県ガツンツ (Gatundu) 選挙区	国会議員 (92年12月まで)
ムイテ	Paul Muite	キアンプ県カベテ (Kabete) 選挙区	国会議員, 弁護士
ムンガイ	John Njenga Mungai	ナクル県モロ (Molo) 選挙区	国会議員 (97年12月まで)
モイ	Daniel arap Moi	バリンゴ県バリンゴ・セントラル (Baringo Central) 選挙区	大統領, KANU 中央執行委員会委員長
ライラ・オディング	Raila Odinga	ナイロビ, ランガタ (Langata) 選挙区	国会議員
リーキー	Richard Leakey		国会議員
レイティッチ	Wilson Leitich		ナクル県地方議会指名議員, KANU ナクル県支部委員長
ロトド	Francis Lotodo	ウエスト・ボコット県カペングリア (Kapenguria) 選挙区	国会議員, 内務・国家遺産大臣 (93年1月から), 自治大臣 (97年1月から), 天然資源大臣 (98年1月から), KANU ウエスト・ボコット県支部委員長

マジンボイスト	所属政党	エスニックな帰属	備考
○	KANU	スワヒリ人	
	KANU	キシイ人	
○	KANU	カレンジン人 (ケイヨ人)	モイの側近。多党化前にエネルギー大臣、工業大臣を歴任
	KANU	カレンジン人	
	KANU		
	KANU		
	DP	キクユ人	
	KANU		
	DP など	キクユ人	F-A に97年5月移籍, 98年にサバサバ・アシリ党に移籍
	F-K, SAFINA (97年移籍)	キクユ人	
F-A	キクユ人	多党化前は KANU に在籍	
KANU	カレンジン人 (ツゲン人)	64年まで KADU に在籍し, マジンボイズムを支持していた	
F-K	ルオ人	F-K 初代委員長オギンガ・オディンガの息子	
SAFINA	ヨーロッパ系ケニア人	多党化前は KANU に在籍	
KANU			
○	KANU	カレンジン人 (ポコット人)	ポコット人としてケニア独立以来はじめて大臣職についた 84年に, 戦争行為を奨励したとして逮捕・起訴された。 84年2月末に当時就任していた情報・報道省副大臣の地位を解任されたうえ, 同年9月14日に他の党員13名とともに KANU から除名された (EJU, no.4, 1984) 88年に KANU 入党を許可され KANU に復帰, 88年3月の国会議員選挙でカベンゲリア選挙区の唯一候補と

名前 (カタカナ表記, 50音順)	名前 (アルファベット, フルネーム)	地盤とする選挙区とその所在県	主な役職, 職業
ロマダ	Christpher Lomada	ウエスト・ポコット県シゴール(Sigor)選挙区	国会議員, 大蔵省副大臣 (98年1月から)
ワニヤング	Francis Wanyange	ナクル県ナクル・イースト (Nakuru East) 選挙区	国会議員
ワムウエレ	Koigi wa Wamuwere		弁護士
ンティママ	William ole Ntimama	ナロク県ナロク・ノース(Narok North) 選挙区	国会議員, 自治大臣 (97年1月まで), 内務・国家遺産大臣 (97年12月まで), 運輸・通信大臣 (98年1月から), KANU ナロク県支部委員長

(出所) 津田 [1991], [1993a], [1993b], [1993c], [1998a], [1998b], KANU [出版年不明], Ogot

マジン ボイス ト	所属政党	エスニックな帰 属	備考
			<p>なって当選。数カ月後に再び KANU から除名された (<i>Economic Review</i>, Sept. 6-12, 1997)。91年の多党化 後一時的に野党と活動をともしたが、92年末の国会 議員選挙前には KANU に復党、カベンゲリア選挙区 KANU 公認候補となって当選</p>
	KANU	カレンジン人 (ポコット人)	
	F-A		
		キクユ人	
○	KANU	マサイ人	

[1981], Nation Newspapers Ltd. [1998] および *Economic Review* 各号より筆者作成。

付表C ケニアの州、県および選挙区（1997年12月31日時点）

州名	県番号	県名	選挙区名	選挙区番号	備考
N A I R O B I			Makadara	1	
			Kamukunji	2	
			Starehe	3	1996年9月改正時に線引き変更
			Langata	4	1996年9月改正時に線引き変更
			Dagoretti	5	1996年9月改正時に線引き変更
			Westlands	6	1996年9月改正時に線引き変更
			Kasarani	7	1996年9月改正時に改名および線引き変更。元 Mathare
			Embakasi	8	1996年9月改正時に線引き変更
C O A S T	1	MOMBASA	Changamwe	9	
			Kisauni	10	
			Likoni	11	
			Mvita	12	
	2	KWALE	Msambweni	13	
			Matuga	14	
			Kinango	15	
	3	KILIFI	Bahari	16	
			Kaloleni	17	
			Ganza	18	
			Malindi	19	
			Magarini	20	
	4	TANA RIVER	Garsen	21	
			Galole	22	
	5	LAMU	Lamu East	23	
			Lamu West	24	
	6	TAITA TAVETA	Taveta	25	
			Wundanyi	26	
			Mwatate	27	
			Voi	28	

州名	県番号	県名	選挙区名	選挙区番号	備考	
NORTH EASTERN	7	GARISSA	Dujis	29		
			Lagdera	30		
			Fafi	31		
			Ijara	32		
	8	WAJIR	Wajir East	33		1996年9月改正時に線引き変更
			Wajir South	34		Wajir North の名称が使用されている場合がある
			Wajir West	35		
	9	MANDERA	Mandera West	36		
			Mandera Central	37		
Mandera East			38			
EASTERN	10	MOYALE			1995年7月に新設。第一期 MARSABIT 県の東部	
	11	MARSABIT	Moyale	39	1995年7月に Moyale 選挙区を切り離し、第二期 MARSABIT 県となる	
			North Horr	40		
			Saku	41		
	12	ISIOLO	Laisamis	42		
			Isiolo North	43		
	13	NYAMBENE	Isiolo South	44	1992年から1993年の間に新設。第二期 MERU 県の北東部	
			Igembe	45		
			Ntonyiri	46		
	14	MERU	Tigania West	47	1996年9月改正時に改名。元 Tigania	
Tigania East				1996年9月改正時に新設		
				1991年2月改正時に Nithi, Tharaka 選挙区を切り離し、第二期 MERU 県となる		
					1992年3月から93年の間に Igembe, Ntonyiri, Tigania 選挙区を切り離し、第三期 MERU 県となる	

州名	県番号	県名	選挙区名	選挙区番号	備考
	15	THARAKA-NITHI	North Imenti Central Imenti South Imenti	48 49 50	1991年2月改正時に新設。第一期 MERU 県の南部
	16	EMBU	Nithi Tharaka	51 52	
	17	MBEERE	Manyatta		1996年2月に南東部を切り離し、第二期 EMBU 県となる。96年9月改正時に県唯一の選挙区として Manyatta 選挙区新設 1996年9月改正時に新設
	18	MWINGI	Runyenjes Siakago Gachoka	53 54 55	1996年2月に新設。第一期 EMBU 県の南東部 1996年9月改正時に線引き変更
	19	KITUI	Mwingi North Mwingi South	56	1993年7月に新設。第一期 KITUI 県の北部 1996年9月改正時に改名。元 Kitui North 1996年9月改正時に新設
	20	MACHAKOS	Kitui West Kitui Central Mutito Kitui South	57 58 59 60	1993年7月に元 Kitui North 選挙区を含む北部を切り離し、第二期 KITUI 県となる
	21	MAKUENI	Masinga Yatta Kangundo Kathiani Machakos Town	61 62 63 64 65	1996年9月改正時に改名。元 Mutomo 1991年2月改正時に Mbooni, Mwale, Kilome, Makueni, Kibwezi 選挙区を切り離し、第二期 MACHAKOS 県となる
					1991年2月改正時に新設。第一期 MACHAKOS 県の中南部

州名	県番号	県名	選挙区名	選挙区番号	備考
			Mbooni Mwale Kilome Makueni Kibwezi Kaiti	66 67 68 69 70	1996年9月改正時に新設
CENTRAL	22	NYANDARUA	Kinangop Kipipiri Ndaragwa Ol Kalou	71 72 73	1996年9月改正時に新設
	23	NYERI	Tetu Kieni Mathira Othaya Mukurweini Nyeri Town	74 75 76 77 78 79	
	24	KIRINYAGA	Mwea Gichugu Ndia Kerugoya/Kutus	80 81 82	1996年9月改正時に新設
	25	MURANGA	Kangema Kiharu Mathioya	83 84	1996年9月にKigumo, Makuyu, Kandara, Gatangaを含む南部を切り離し、第二期MURANGA県となる 1996年9月改正時に新設
	26	MARAGUA	Kigumo Maragua Kandara	85 86 87	1996年9月に新設。第一期MURANGA県の南部 1996年9月改正時に線引き変更 1996年9月改正時に改名および線引き変更。元 Makuyu

州名	県番号	県名	選挙区名	選挙区番号	備考
R I F T V A L L E Y	27	THIKA	Gatanga	88	1994年8月に新設。第一期 KIAMBU 県の北東部および第一期 MURANGA 県の南部
			Gatundu South	89	1996年9月改正時に繰引き変更, 元 Muranga 県内選挙区
			Juja	90	1996年9月改正時に繰引き変更
			Gatundu North		1996年9月改正時に新設
	28	KIAMBU	Githunguri	91	1994年8月に Gatundu, Juja 含む北東部を切り離し, 第二期 KIAMBU 県となる
			Kiambaa	92	
			Kabete	93	
			Limuru	94	
			Lari	95	1996年9月改正時に改名。元 Kikuyu
	29	TURKANA	Turkana North	96	
			Turkana Central	97	
			Turkana South	98	
	30	WEST POKOT	Kacheliba	99	
			Kapenguria	100	
		Sigor	101		
31	SAMBURU	Samburu West	102		
		Samburu East	103		
32	TRANS NZOIA	Kwanza	104		
		Saboti	105		
		Cherangani	106		
33	UASIN GISHU	Eldoret North	107		
		Eldoret East	108		
		Eldoret South	109		
34	MARAKWET			1994年8月に新設。元 ELGEYO MARAKWET 県北部	

州名	県番号	県名	選挙区名	選挙区番号	備考
	35	KEIYO	Marakwet East	110	1996年9月改正時に改名。元Kerio East
			Marakwet West	111	1996年9月改正時に改名。元Kerio West
					1994年8月に新設。元 ELGEYO MARAKWET 県南部
			Keiyo North	112	1996年9月改正時に改名。元Kerio Central
			Keiyo South	113	1996年9月改正時に改名。元Kerio South
	36	NANDI			
			Mosop	114	
			Aldai	115	
			Tinderet	116	
			Emgwen	117	1996年9月改正時に新設
	37	BARINGO			1995年7月に南部の Baringo South 選挙区を切り離し、第二期 BARINGO 県となる
			Baringo East	117	
			Baringo North	118	
			Baringo Central	119	
	38	KOIBATEK			1995年7月に新設。第一期 BARINGO 県の南部
			Mogotio	120	1996年9月改正時に改名。元 Baringo South
			Eldama Ravine		1996年9月改正時に新設
	39	LAIKIPIA			
			Laikipia West	121	
			Laikipia East	122	
	40	NAKURU			
			Naivasha	123	1996年9月改正時に改名および線引き変更。元 Nakuru East
			Nakuru Town	124	1996年9月改正時に線引き変更
			Molo	125	
			Rongai	126	
			Subukia	127	1996年9月改正時に改名。元Nakuru North
			Kuresoi		1996年9月改正時に新設。ただし、 <i>East African Standard</i> 紙(1996年9月25日付)報道では名称が Njoro となっている
	41	TRANS MARA			1994年8月に新設。第一期 NAROK 県の西端

州名	県番号	県名	選挙区名	選挙区番号	備考
WESTERN	42	NAROK	Kilgoris	128	1996年9月改正時に改名。元Narok West 1994年8月に西端部のNarok West選挙区を切り離し、第二期NAROK県となる
			Narok North	129	
			Narok South	130	
	43	KAJIADO	Kajiado North	131	
			Kajiado Central	132	
			Kajiado South	133	
	44	BOMET	Bomet	134	1991年2月改正時に新設。第一期KERICHO県の南部（第一期BOMET県） 1998年11月に北部のKonoin選挙区を切り離し、第二期BOMET県となる。北部は新設のBURET県を形成
			Chepalungu	135	
			Konoin	136	
			Sotik		
	45	KERICHO	Buret	137	1998年11月から新設のBURET県に併合 1996年9月改正時に新設。BOMET県西端に位置する 1991年2月改正時に南部のBomet, Chepalungu, Konoin選挙区を切り離し、第二期KERICHO県となる 1998年11月に西南端のBuret選挙区を切り離し、第三期KERICHO県となる。西南端は新設のBURET県を形成 1998年11月からBURET県に併合
			Belgut	138	
			Kipkelion	139	
			Ainamoi		
46	MALAVA/LUGARI	Malava	140	1995年9月に新設。第二期KAKAMEGA県の北東端 1996年9月改正時に線引き変更 1996年9月改正時に線引き変更	
		Lugari	141		
47	KAKAMEGA			1991年2月改正時に南部のEmuhaya, Sabatia, Vihiga, Hamisi選挙区を切り離し、第二期KAKAMEGA県となる 1995年9月にMalava, Lugari選挙区を含む北東端を切り離し、第三期KAKAMEGA県となる	

州名	県番号	県名	選挙区名	選挙区番号	備考
	48	VIHIGA	Mumias	142	1996年9月改正時に新設 1996年9月改正時に新設 1991年2月改正時に新設。第一期 KAKAMEGA 県の南部
			Lurambi	143	
			Shinyalu	145	
			Ikolomani	146	
			Butere	149	
			Matungu		
			Khwisero		
			49	MT. ELGON	
	Sabatia	147			
	Vihiga	148			
	Hamisi	150			
	50	BUNGOMA	Mt. Elgon	151	1993年7月に北部の Mt. Elgon 選挙区 を切り離し、第二期 BUNGOMA 県と なる
			Kimilili	152	
			Webuye	153	
			Sirisia	154	
			Kandunyi	155	
			Bumula		
			51	TESO	
	52	BUSIA	Nambale	157	1995年11月に北部の Amagoro 選挙区 を切り離し、第二期 BUSIA 県となる
Funyula			158		
Budalangi			159		
Butula					
N Y A N Z A	53	SIAYA	Ugenya	160	
			Alego	161	
			Gem	162	
			Bondo	163	
			Rarieda	164	

州名	県番号	県名	選挙区名	選挙区番号	備考
	54	KISUMU	Kisumu East	165	1996年9月改正時に改名。元 Kisumu Town。名称が Kisumu Town East とされている場合もある 1996年9月改正時に新設
			Kisumu West		
			Kisumu Rural	166	
			Nyando	167	
			Muhoroni	168	
			Nyakach	169	
	55	RACHUONYO	Kasipul Kabondo	170	1996年7月に新設。第二期 HOMA BAY 県北部
			Karachuonyo	171	
	56	HOMA BAY	Rangwe	173	1991年2月改正時に新設(第一期 HOMA BAY 県)。元 SOUTH NYANZA 県北部。第一期 HOMA BAY 県の選挙区は Kasipul Kabondo, Karachuonyo, Rangwe, Mbita, Nthiwa であった 1995年6月に西部の Mbita 選挙区を切り離し、第二期 HOMA BAY 県となる 1996年7月に北部の Kasipul Kabondo, Karachuonyo 選挙区を切り離し、第三期 HOMA BAY 県となる
			Ndhiwa	175	
	57	SUBA	Mbita	174	1995年6月に新設。第一期 HOMA BAY 県の西部
			Gwasi		1996年9月改正時に新設
	58	MIGORI	Rongo	172	1991年2月改正時に新設(第一期 MIGORI 県)。元 SOUTH NYANZA 県南部 1993年7月に東部の Kuria 選挙区を切り離し、第二期 MIGORI 県となる
			Migori	176	
			Nyatike	177	
			Uriri		

州名	県番号	県名	選挙区名	選挙区番号	備考
	59	KURIA			1993年7月に新設。第一期 MIGORI 県の東部
	60	KISII	Kuria	178	1991年2月改正時に北部の Kitutu Masaba, West Mugirango, North Mugirango/Borabu 選挙区を切り離し、第二期 KISII 県となる 1997年4月に、南部の South Mugirango, Bomachoge, Bobasi 選挙区を切り離し、第三期 KISII 県となる
			Bonchari	179	
			Nyaribari Masaba	183	
			Nyaribari Chache	184	
			Kitutu Chache	186	
	61	GUCHA			1997年4月に名称確定。新設が宣言されたのは1995年7月。1996年2月に設立見送りが発表されたが、1997年4月に GUCHA の新名称が設定され、再び設立さる。第二期 KISII 県の北部
			South Mugirango	180	
			Bomachoge	181	
			Bobasi	182	
	62	NYAMIRA			1991年2月改正時に新設。第一期 KISII 県の北部
			Kitutu Masaba	185	
			West Mugirango	187	
			North Mugirango /Borabu	188	

(注) 第4列目の選挙区番号は、1988年国会議員選挙時の選挙区図を再録した津田 [1991: 106-107]の選挙区記号に対応している(付図Cを参照のこと)。その後表で示したように選挙区が新設され、また既存の選挙区の一部線引き変更がおこなわれたが、参考のために付した。

(出所) *The Standard*, 各号, 特に1988年2月7日付および96年9月25日付, *The Daily Nation* 各号, インターネット (<http://www.kenyaelections.com/>) より筆者作成。

付表D ケニアの県名(カタカナ表記)索引

県名(カタカナ表記, 50音順)	県番号	県名(アルファベット表記)	県名(カタカナ表記, 50音順)	県番号	県名(アルファベット表記)
イシオロ	12	ISILOLO	ナロク	42	NAROK
ウアシン・ギシュ	33	UASIN GISHU	ナンディ	36	NANDI
ウエスト・ポコット	30	WEST POKOT	ニエリ	23	NYERI
エンブ	16	EMBU	ニヤミラ	62	NYAMIRA
カカメガ	47	KAKAMEGA	ニヤンダルア	22	NYANDARUA
カジアド	43	KAJIADO	ニヤンベネ	13	NYAMBENE
ガリッサ	7	GARISSA	バリング	37	BARINGO
キアンブ	28	KIAMBU	ビヒガ	48	VIHIGA
キシイ	60	KISII	ブシア	52	BUSIA
キスム	54	KISUMU	ブンゴマ	50	BUNGOMA
キットウイ	19	KITUI	ホマ・バイ	56	HOMA BAY
キリニヤガ	24	KIRINYAGA	ボメット	44	BOMET
キリフィ	3	KILIFI	マウント・エルゴン	49	MT. ELGON
クリア	59	KURIA	マクエニ	21	MAKUENI
クワレ	2	KWALE	マチャコス	20	MACHAKOS
グチャ	61	GUCHA	マラクウェット	34	MARAKWET
ケイヨ	35	KEIYO	マラグア	26	MARAGUA
ケリチョ	45	KERICHO	マラバ／ルガリ	46	MALAVA/LUGARI
コイバテック	38	KOIBATEK	マルサビット	11	MARSABIT
サラカ／ニシ	15	THARAKA-NITHI	マンデラ	9	MANDERA
サンプル	31	SAMBURU	ミゴリ	58	MIGORI
シアヤ	53	SIAYA	ムウインギ	18	MWINGI
シカ	27	THIKA	ムベエレ	17	MBERE
スバ	57	SUBA	ムランガ	25	MURANGA
タイタ・タベタ	6	TAITA TAVETA	メル	14	MERU
タナ・リバー	4	TANA RIVER	モヤレ	10	MOYALE
テソ	51	TESO	モンバサ	1	MOMBASA
トゥルカナ	29	TURKANA	ライキピア	39	LAIKIPIA
トランス・マラ	41	TRANS MARA	ラチュオニョ	55	RACHUONYO
トランス・ンゾイア	32	TRANS NZOIA	ラム	5	LAMU
ナクル	40	NAKURU	ワジール	8	WAJIR

(出所) 筆者作成。